

第 2 回

熊本県議会

文教治安常任委員会会議記録

平成21年 4 月22日

閉 会 中

場所 第 2 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会 文教治安常任委員会会議記録

平成21年 4 月 22 日（水曜日）

午後 1 時 34 分開議
午後 2 時 51 分休憩
午後 2 時 57 分開議
午後 4 時 11 分閉会

本日の会議に付した事件

平成21年度主要事業等説明

報告事項

- ① 物品調達等に関する不適正な経理処理
に係る再発防止策について

出席委員（7人）

委員 長 小早川 宗 弘
副委員 長 浦 田 祐三子
委 員 氷 室 雄一郎
委 員 松 田 三 郎
委 員 吉 田 忠 道
委 員 船 田 公 子
委 員 西 聖 一

欠席委員（1人）

委 員 倉 重 剛

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 山 本 隆 生
教育次長 岡 村 範 明
教育次長 岩 瀬 弘 一
教育次長 阿 南 誠一郎
教育政策課長 松 永 正 男
福利厚生課長 藤 本 和 夫
高校教育課長 森 塚 利 徳
首席教育審議員兼
義務教育課長 木 村 勝 美
首席教育審議員兼
学校人事課長 由 解 幸四郎

社会教育課長 小 野 賢 志
人権同和教育課長 恵 濃 裕 司
文化課長 米 岡 正 治
体育保健課長 坂 梨 登美代
首席教育審議員兼

施設課長 児 玉 邦 秋
高校整備政策監兼
高校整備推進室長 後 藤 泰 之

警察本部

本部長 荻 野 徹
警務部長 茂 木 陽
生活安全部長 川 崎 広 文
刑事部長 徳 永 幸 三
交通部長 北 里 幸 則
警備部長 吉 田 親 一
首席監察官 古 川 隆 幸
参事官兼警務課長 池 部 正 剛
参事官兼会計課長 坂 田 靖 範
総務課長 吹 原 直 也
参事官兼

生活安全企画課長 浦 田 潔
参事官兼刑事企画課長 林 朝 通
参事官（運転免許） 高 山 勝 基
交通規制課長 川 述 正 芳
参事官兼警備第一課長 下 山 恵 史

事務局職員出席者

議事課課長補佐 坂 本 道 信
政務調査課主幹 竹 本 邦 彦

午後 1 時 34 分開議

○小早川宗弘委員長 それでは、ただいまから第2回文教治安常任委員会を開会いたします。

まず、開会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

さきの委員会におきまして、委員長に選任

いただきました小早川でございます。今後1年間、浦田副委員長とともに誠心誠意、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

委員の皆さん方におかれましては、御指導・御鞭撻の方をよろしくお願ひ申し上げます。

また、教育長並びに県警本部長を初めとする執行部の皆さん方におかれましても、御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。

次に、浦田副委員長がごあいさつ申し上げます。

○浦田祐三子副委員長 こんにちは。さきの第1回委員会におきまして、副委員長に選任をいただきました浦田でございます。

今後1年間、小早川委員長を補佐し一生懸命、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

委員各位また執行部の皆様方の御協力を、よろしくお願ひ申し上げます。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

○小早川宗弘委員長 本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でございますので、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いいたします。

なお、自己紹介は課長以上にお願ひし、審議員、課長補佐につきましては、お手元の委員会資料の幹部職員名簿で御承知おきいただきたいと思ひます。

それでは、教育委員会山本教育長からお願ひいたします。

(山本教育長～児玉施設課長の順に各自自己紹介)

○小早川宗弘委員長 次に、警察本部の自己

紹介をお願いいたします。

(荻野警察本部長～村崎機動隊長の順に各自自己紹介)

○小早川宗弘委員長 それでは、教育委員会、警察本部の順に、主要事業等の説明をお願いいたします。できるだけ簡潔に、わかりやすく説明をしてください。

質疑は、主要事業等説明終了後、一括してお受けしたいと思います。

まず、教育長から総括説明をお願ひし、続いて担当課長から資料に従い主要事業等の説明をお願いいたします。

初めに、山本教育長。

○山本教育長 まず、私の方から総括説明をさせていただきます。

委員の先生方におかれましては、平素から教育行政全般にわたりまして、深い御理解と御協力をいただいておりますことに対しまして、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

おかげをもちまして、各学校におきましては入学式、始業式も無事終了いたしまして、新しい年度のスタートを切ったところでございます。今後とも、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、本年度の教育委員会が取り組みます主要事業等の概要について御説明申し上げます。

平成21年度教育委員会所管の当初予算につきましては、総額1,595億3,000万円余であり、平成20年度6月補正後と比較いたしまして3%減少いたしております。これは、主に給与カットや手当の削減、青少年教育施設への指定管理者への移行に伴い、人件費が減少したためでございます。

以下、主な事業内容につきまして御説明申し上げます。

まず、本県の教育施策及び教育行政の基本

方針となるくまもと「夢への架け橋」教育プランにつきましては、去る2月の定例県議会におきまして議決をいただきまして、3月25日に策定いたしました。

この計画では、生涯学習社会の形成や社会全体で教育に取り組むこと、そして家庭教育の重要性を強く打ち出しておるところでございます。

教育委員会といたしましては、今年度この計画の着実な推進に向けて、知事部局や警察本部と連携をして、一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県立高校の再編整備につきましては、2月定例県議会において関係予算を議決いただいたところでございますが、今後は整備計画を着実に推進することが肝要だと思っております。

うち、前期案件におきましては、来年4月の開校に向けまして、今月の1日に整備の母体校に新設高校開設準備室を設置いたしました。今後は、地元検討委員会等を通じて、できる限り地元の協力が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

また、本県で初めての併設型中高一貫教育校になります宇土、八代の2つの県立中学校につきましては、8日に開校式・入学式が両校で行われまして、第1期生が入学いたしました。新しい学校を生徒と教師がこれから一丸となって守り立てていってくれるものと、期待いたしているところでございます。

中期実施準備計画につきましても、地元の方々との意見交換を行いながら、今年度策定したいと考えておりますので、委員の先生方の御支援・御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

学力の向上につきましては、児童生徒の学力を客観的に把握するための熊本県学力調査やゆうチャレンジの問題開発・実施を通して、指導上の改善点を明らかにしながら、研修会等を通じて教職員の指導力の向上に努め

てまいります。

いじめ・不登校につきましては、いじめ・不登校対策検討委員会においてその積極的予防と解消に向けた取り組みのあり方等を検討いたしますとともに、スクールソーシャルワーカーなどの活用を通じて、教育相談体制の整備を図ってまいります。

人権教育につきましては、学校の管理職や人権教育主任を初め、全教職員の人権問題についての基本的認識を深め、実践的な指導力向上を図るため、各種人権教育研修の充実に努め、すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指してまいります。

文化財の保護につきましては、全国有数の古代山城である鞠智城の特別史跡の指定に向けて取り組み、国営公園化への推進へとつなげてまいりたいと考えております。

また、世界文化遺産登録推進事業につきましては、阿蘇を初めとする県内3件の取り組みについて、本格的なスタートの年度と位置づけ、今後推進してまいりたいと考えております。

学校施設の整備につきましては、済々黌高校を初めとする4校の改築などに取り組みますほか、耐震改修事業を計画的に行ってまいります。

以上、主要事業等の概要につきまして御説明申し上げました。詳細につきましては、この後、担当課長から説明をいたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○松永教育政策課長 教育政策課でございます。

お手元の平成21年度主要事業及び新規事業説明資料に基づいて、説明してまいります。

まず、資料の第1ページに教育委員会事務局の組織表、2ページに教育委員名簿、3ページに幹部職員名簿、4ページから8ページに教育委員会事務局の分掌事務、9ページに平成21年度当初予算総括表を掲載しておりま

すが、本日は説明を省略させていただきます。

10ページをお願いいたします。

まず、教育振興基本計画推進事業でございますが、くまもと「夢への架け橋」教育プランを県民の皆様様に周知し、社会総がかりによる計画の推進を図ることを目的としております。

このため、くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会、これは仮称でございますが、これを設置しまして計画の着実な推進を図りますとともに、関係者の皆様への説明会を実施いたします。

また、県民に教育についての御理解をいただくため、くまもと教育の日県民フォーラムを実施することとしております。

続きまして、資料11ページをお願いいたします。

教育広報事業でございますが、県民の教育に関する理解や意識を高めることを目的といたしまして、保護者向けの「ぼとん・ぱす」並びに教職員向けの「教育くまもと」などの教育広報誌の発行、あるいはホームページや報道機関を通じた情報発信などによりまして、積極的に広報活動を進めてまいります。

12ページをお願いいたします。

熊本県教育情報化推進事業でございますが、①児童生徒の情報モラルを含めた情報活用能力の育成と、②ICTこれは情報や通信に関する技術のことでございますが、これを活用した確かな学力の定着、③学校の情報化の3つの視点から、1、ICT機器やネットワークなどの情報環境整備、2として、教職員研修などによります人材育成、3として、ICTを活用した教育活動を支援する取り組み、4として、情報モラル教育の充実の4点を事業の柱として推進してまいります。特に情報モラル教育では、PTA団体や学校と連携した啓発フォーラムあるいはモデルカリキュラムの策定支援などの取り組みを行ってまいりますと考えております。

最後に、資料13ページの県立学校校務情報化推進事業でございますが、この事業は平成21年度新規事業でございます。

国の委託を受けまして、平成19年度から今年度までモデル校5校で実施しております先導的教育情報化推進事業におきまして、中ほどの米印のところに書いてございますが、教員1人1台パソコンの整備や、成績処理などを内容とする教務支援システムによりまして、1日当たり教員では子どもと向き合う時間が20分増加し、また事務職員では服務や旅行等の事務処理が51分削減などの効果が明らかになりました。そのため、モデル校以外の県立学校に校務用のパソコンを整備しますとともに、教務支援システムなどの整備を拡大してまいります。

以上が、教育政策課の主要事業でございます。よろしくをお願いいたします。

○藤本福利厚生課長 福利厚生課でございます。

平成21年度の福利厚生課の主要事業について、御説明いたします。

資料の14ページをお願いいたします。

まず、教職員福利厚生事業でございますが、本事業は公立学校共済組合熊本支部が実施する、教職員の福利厚生に対し補助するものでございます。内容は、人間ドッグとメンタルヘルス関係事業でございます。

次に、教職員住宅建設事業でございますが、本事業は平成14年度以降は新規に建設しておりませんが、平成13年度までに建設した住宅に係る公立学校共済組合への償還金及び廃止する教職員住宅5戸の解体費用でございます。

以上でございます。

○森塚高校教育課長 高校教育課でございます。

資料の15ページをお願いいたします。

まず、地域重点校育成推進事業でございますが、地域から特に進学に対するニーズが高い学校を地域進学重点校として指定・育成し、生徒1人1人の進学の実現を図るとともに、重点校と他の高校や中学校と交流を行ったり、重点校が教育セミナーを実施するなどして、その進学指導のノウハウを地域の各学校に波及させ、県全体の進学指導力の向上を目指している事業でございます。重点校は、玉名、鹿本、阿蘇、宇土、八代、人吉、天草、荒尾、菊池、大津、御船、八代南、水俣の13校となっております。

次に、16ページをお願いいたします。

キャリア教育推進事業ですが、生徒に望ましい勤労感・職業感、実践的な知識・技術を身につけさせ、自己の職業適正や将来設計について主体的に考えさせるとともに、環境への責任ある行動をとりながら、社会に貢献する能力や態度を育成することを目的とする事業でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

特別支援教育ステップアップ事業でございます。本事業は、特別支援教育の理念を踏まえ、幼・小・中・高校、特別支援学校、家庭、福祉等の関係機関と連携し、特別支援教育の体制整備をさらに進めるとともに、特別支援教育についての理解啓発や専門性の一層の向上を図り、本県特別支援教育の総合的な推進を目指すものでございます。

次に、県立特別支援学校教育整備推進事業についてですが、特別支援学校においては、増加傾向にある知的障害児童生徒に対応する教育環境の整備等が喫緊の課題であり、県立特別支援学校全体のあり方等についての抜本的な対策を講じる必要があるため協議会を設置し、課題解決のための報告を得たいと考えております。

18ページをお願いいたします。

最後に、県立高校の再編整備等につきまして御説明いたします。

平成21年度の主要事業のうち、高校再編関係の事業につきましては、複数の事業予算に分かれておりますので、県立高等学校教育整備推進事業等という形でまとめて記載させていただきます。

事業内容としましては、まず、前期実施準備計画に基づきまして、平成22年4月の開校に向けまして、上天草地区新設高校に係る実習棟などの施設の整備がでございます。

次に、宇土高校と八代高校内にそれぞれ、今月開校しました併設型中学校、いわゆる中高一貫教育に係る両校の施設設備を進めてまいります。

最後の3点目は、中期実施準備計画の策定を進めることとしておりますが、そのための地域説明会の開催など所要の準備を進めてまいります。

以上、高校教育課の平成21年度の主要事業及び新規事業でございます。よろしく願いいたします。

○木村義務教育課長 義務教育課でございます。

平成21年度の主要事業について、御説明させていただきます。

まず、19ページの環境教育推進事業でございます。

児童生徒に、環境に対するやさしい心情や環境保全活動に意欲的にかかわろうとする態度や能力を育むことを目的とした事業でございます。

学校版環境ISOコンクールや、公害被害から環境再生へと立ち上がる水俣の姿を、環境関連施設への訪問を通して学ばせることもエコセミナーを引き続き実施してまいります。

次に、かがやけ！肥後っ子事業でございます。

本事業は、就学前教育推進の事業でございます。就学前教育振興計画肥後っ子がやき

プランに基づき、人間形成の基礎を培う乳幼児期に、子どもの豊かな心を育むとともに、就学前から小学校以降の教育への円滑な移行と確かな接続を図る、幼・保・小・中連携セミナー等を実施してまいります。

20ページをお願いいたします。

学力向上対策事業の説明に先立ちまして、資料はございませんが、マスコミで報道されました全国学力学習状況調査に関する菊池教育事務所からのメッセージの件につきまして、御報告申し上げます。

子供たちの学力向上は、教師を初め保護者の方々の切なる願いであることは間違いございませんが、今回のメッセージは全国学力学習状況調査の実施直前に出されたこと、また学力の全国大会という表現は、本調査の実施要領の児童生徒の学力や学習状況を把握し、教育指導の改善を生かすという趣旨から言って、誤解を招くものであると考えております。今後、各教育事務所及び各学校に対し、本調査の趣旨のさらなる徹底を図ってまいりたいと思っております。

それでは、学力向上対策事業でございます。

本県における児童生徒の学力向上を図るため、研修会等を通じて教職員の指導力の向上に努めるとともに、教科における基礎的・基本的事項の定着状況を客観的に評価するための問題である熊本県学力調査等を実施し、児童生徒の学力の課題を明らかにし、事業改善に向けた取り組みを重点的に行ってまいります。

次に、指導改善研修事業でございます。

授業が成立しないなど指導が不適切と認定された教諭等を県立教育センター等に派遣し、原則1年間の集中した研修を実施し、指導力を回復させ学校現場に復帰させる事業でございます。

21ページをお願いいたします。

いじめ・不登校対策総合推進事業でございます。

本事業は、いじめ・不登校の予防及び解消に向け、総合的な対策を検討するいじめ・不登校対策検討委員会を開催するとともに、教職員等に対するカウンセリング向上のための研修等を行ってまいります。また、専門的知識を持ったスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつきましても引き続き配置し、教育相談体制の充実に努めてまいります。

最後に、食育推進事業でございます。

本事業は、学校における食育の充実を図り、生涯にわたりみずからの健康管理ができる児童生徒を育成することを目的とした事業でございます。

学校教育活動全体を通じた食育推進を図るため、栄養教諭等の資質向上を図るための研修会や、普及啓発のための食育実践発表大会等を実施してまいります。

以上、21年度の主要事業でございます。よろしくをお願いいたします。

○由解学校人事課長 学校人事課でございます。

まず、22ページでございます。

豊かな育ちをつなぐ35人学級編成事業についてでございます。

就学前教育から小学校教育への滑らかな接続を図りますとともに、基礎・基本の徹底によります基礎学力の充実と、学校生活のルールに適應するための基本的生活習慣の確立をねらいといたしまして、県下のすべての公立の小学校1、2年生で35人学級編成を実施するものでございます。

学級編成の標準でございます40人を35人とすることによりまして、1年生で46学級、2年生で60学級、計106学級数が増加する見込みでございます。

23ページをお願いいたします。

「夢への架け橋」教育支援事業、21年度の新規事業でございます。

退職教員等を活用いたしまして、教員の子供と向き合う環境づくりを行いまして、児童生徒の学力向上また教員の負担軽減を行うものでございます。学校現場、地域、家庭という3つの領域の分野で支援事業を行うものでございます。

1番の教育サポート事業でございます。小中学校に退職教員等を非常勤講師として配置いたしまして、学校に出てきても教室に入らずに保健室等にこもる、そういった課題のある児童生徒に対しまして個別の学習指導を行ったり、また小学校3年生におきまして算数の授業強化等を行います。また、各校に特別支援学校におきまして、非常勤の介助員を配置いたしまして、重複学級の学習指導に伴う日常生活動作の支援を行うものでございます。

2番目の地域教育力を活用した学習向上アドバイザー事業でございます。退職教員等を学習向上アドバイザーといたしまして、放課後子供教室等に派遣いたします。そして、地域の教育力を活用して授業以外で学習指導を行うものでございます。

3番目の家庭教育支援員配置事業でございます。退職教員や福祉関係者などを小学校に家庭教育支援員といたしまして配置し、保護者に対しまして家庭教育に係る情報、学習機会を提供しますとともに、家庭や教員からの相談対応等を実施し、家庭教育力を向上させるものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○小野社会教育課長 社会教育課でございます。資料は、24ページから25ページでございます。

まず、24ページをお願いいたします。

親の学び推進事業は、すべての教育の出発点であります家庭教育の重要性や役割についての啓発を行うとともに、家庭教育に関する学習や相談の機会の提供等を行い、家庭教育

力の向上を図るものでございます。

本年度は、さまざまな家庭教育講座などで活用可能な学習プログラムの開発を新たに行いまして、より家庭教育に関する学習の充実を図ってまいります。

次に、放課後子ども教室推進事業につきましては、放課後や週末などに小学校の余裕教室等を活用いたしまして、地域の方々の参画を得て勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を実施するものでございます。

本年度は、この放課後子ども教室における学習活動の充実のため、先ほど御説明申し上げました「夢への架け橋」教育支援事業の1つとして、退職教員等の地域教育力を活用した学習向上アドバイザーを放課後子ども教室に派遣する事業を新たに行います。

なお、本事業につきましては、福祉部局が共働き家庭などのいわゆる留守家庭の児童を対象に実施します放課後児童健全育成事業と連携しながら推進してまいります。

次に、25ページをお願いいたします。

学校支援地域本部事業は、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することで、教員が子供と向き合う時間を確保し、あわせて地域住民等の学習成果の活用機会の拡充、地域の教育力の活性化を図るものでございます。

具体的には、国の委託事業によりまして地域住民がボランティアとして学校の教育活動を支援するため、必要な連絡や調整などを行うコーディネーターを置くものでございます。

子供の読書活動推進支援事業は、肥後っ子いきいき読書プラン(熊本県の子ども読書活動推進計画)に基づきまして、子供の読書活動を推進するため、読書フェスティバルの開催や本の読み聞かせなどを行うおはなしボランティアリーダーの養成などを行ってきたところであります。

本年度は、新たに読み聞かせなどだけではなく、子供が本をもっと読みたくなるような活動、あるいは図書館の環境づくりなどを行います読書応援ボランティア養成のための研修会等を実施いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○恵濃人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

資料の26ページをお願いいたします。

各種人権教育研修事業でございますが、この事業は学校教育におきまして人権教育推進に中心にかかわる校長を初めとします管理職、人権教育主任等を対象として、ことし3月に策定されました熊本県教育振興基本計画をもとに、さまざまな人権問題について認識を深め、実践的な指導力向上を図るために各種研修を実施するものでございます。

具体的には、1から6の研修をお示しておりますが、特に今年度は1の校長等人権教育研修会におきましては、人権教育推進に中心にかかわります校長とともに、新たに人権教育主任を対象に加え、年度当初の5月に開催することとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○米岡文化課長 説明資料27ページをお願いいたします。

初めに、世界文化遺産登録推進事業につきましては、昨年度世界遺産国内暫定一覧表入りを果たしました九州・山口の近代化産業遺産群を初め、暫定一覧表入りを逃したものの、候補の中では最も高い評価を得ています阿蘇、さらに長崎の教会群とキリスト教関連遺産への構成資産入りを目指しております天草につきまして、いよいよ本格的なスタートの年度と位置づけ、推進してまいります。

次は、27ページから28ページの永青文庫推進事業でございます。

本県の芸術・文化の発展や観光振興に寄与することを目的として、財団法人永青文庫が所有いたします美術品等の一部を永青文庫展示室に常設展示いたしますとともに、常設展示に活用していく美術品などの調査・研究及び修復を行ってまいります。

なお、財源は主に永青文庫常設展示振興基金を活用してまいります。

次に、28ページから29ページでございますが、鞠智城整備事業でございます。

全国でも数少ない古代山城であります鞠智城の整備事業につきましては、文化財を生かした歴史公園を目指し調査と整備を実施しておりまして、平成21年度も引き続き発掘調査及び広場の整備やサイン設備の整備等を実施してまいります。

また、昨年10月23日発掘調査により国内初となります百済菩薩立像が出土いたしました。鞠智城の学術的・歴史的・文化的価値を裏づけるものと考えております。

今後は、この出土を契機として、史跡としての一段のステップアップを図るため、シンポジウム等を開催するなど、特別史跡の指定に向けて取り組み、国営公園化への推進へとつなげてまいりたいと考えております。

最後は、ふれあい芸術子ども劇場でございます。

子供たちにすぐれた舞台芸術に接する機会を提供し、子供たちの情操を養うとともに、文化創造の担い手を育成する事業でございます。

事業内容は、単県事業のいきいき芸術体験教室として、声楽や打楽器演奏者などを学校に派遣し、本物の文化芸術の鑑賞・参加・体験の機会を提供するものでございます。本年度は、9演目42校の実施を予定しております。

また、文化庁事業の本物の舞台芸術体験事業として、オーケストラや演劇などの公演を30校で実施する予定でございます。

以上でございます。

○坂梨体育保健課長 体育保健課でございます。

資料は、30ページから33ページでございます。

最初に、30ページの地域スポーツ人材の活用実践支援事業でございますが、今、生涯にわたって健康を保持・増進し、豊かなスポーツライフを実現できる児童生徒を育成するため、体育の授業を一層充実させるとともに、地域や学校の実態に応じた適正で魅力ある運動部活動を推進することが求められております。

そこで、この事業は退職教職員を含めた地域スポーツ人材を活用することで、教員の負担を軽減するとともに、運動部活動の活性化や児童生徒の体力向上を図ることを目的に実施するものでございます。

4の小学校運動部活動サポート事業につきましては、県の熊本の夢づくり推進枠で新規に予算化した事業でございます。

31ページの競技スポーツ振興事業につきましては、本県の競技力の維持向上を図るために、県体育協会及び各種競技団体の選手強化事業等に対して助成を行うものでございます。

事業の内容は、これまでやってきたものを継続して実施しているもので、引き続き取り組んでまいります。

次に、火の国広域スポーツセンター事業につきましては、生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりを推進し、その振興を図る上で重要な施策に位置づけております総合型地域スポーツクラブの育成の支援等を、火の国広域スポーツセンターが中心となっている事業でございます。

事業の内容は、継続して実施しているもので、引き続き取り組んでまいります。

最後に、平成21年度の本課の新規事業でございますスクールヘルスリーダー派遣事業で

すが、全額国からの委託事業でございます。

子供たちが抱える生活習慣の乱れやいじめなどの現代的健康課題に対処できる環境の整備のため、経験豊かな退職養護教諭をスクールヘルスリーダーとして養護教諭の未配置校等に派遣しまして、子供への対応、方法等について指導を実施することを目的とするものでございます。

事業の内容としましては、スクールヘルスリーダーとなります退職養護教諭や有識者等で構成する連絡協議会を開催して、指導内容の共通理解を図り、資質向上等に努めるとともに、養護教諭の未配置校や新採を除く3年以内の経験の浅い養護教諭が配置されている学校でスクールヘルスリーダーの派遣を希望する学校に、退職後5年以内程度の退職養護教諭を派遣して指導等を実施するものでございます。

以上が、体育保健課の平成21年度の主要事業及び新規事業でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○児玉施設課長 施設課でございます。

平成21年度の主要事業について、御説明いたします。

資料は、34ページでございます。

まず、校舎新・増改築事業でございます。県立高等学校老朽危険施設等の増改築事業の実施により、施設の安全性の確保、設備充実を図るものでございます。

熊本商業高校校舎改築事業、済々黷高校管理棟改築事業、翔陽高校教室棟改築事業及び球磨工業高校管理棟改築事業を予定しております。

次に、35ページをお願いいたします。

耐震診断及び耐震改修事業でございます。震災における児童生徒及び教職員の安全性の確保のため、県立高等学校施設の耐震化を進めるものでございます。

まず、1の耐震診断ですが、特定建築物に

については平成19年度ですでに完了しており、非木造の2階建て以上または床面積200平米超の建物については、熊本高校ほか39校、89棟を予定しております。

次に、2の耐震改修工事ですが、特定建築物は多良木高校2棟、非木造の2階建て以上または床面積が200平米超の建物は、小川工業高校ほか20校、42棟を予定しており、耐震改修工事は合わせて44棟となっております。

以上が、施設課の主要事業でございます。よろしく申し上げます。

○小早川宗弘委員長 それでは、続いて警察本部から説明をお願いいたします。

初めに、荻野警察本部長。

○荻野警察本部長 警察本部の説明に先立ちまして、まずもって一言ごあいさつ申し上げます。

文教治安常任委員会の委員長初め委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり、深い御理解と温かい御支援をいただいておりますことに対し、まずもって心から御礼を申し上げます。

また、小早川委員長におかれましては、大変お忙しい中、さきの警察学校の入校式に御臨席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、本年度初めての委員会ということでございますので、県警察の概要等につきまして御説明申し上げます。各部門ごとの業務概要につきましては、後ほど担当部長から御説明申し上げますが、私からは、最近の治安情勢とこれを踏まえた県警察の取り組みにつきまして、その概略を申し上げます。

まず、刑法犯認知件数でございますが、平成12年以降、毎年過去最悪を更新するなど、一時期、我が国の治安状況は危機的な状況にございました。県警察におきましても、平成16年から19年末まで、熊本県警察緊急治安対

策プログラムを着実に実行いたしまして、治安の回復に努めてまいりました。

また昨年ですが、お手元の資料5ページにポンチ絵が掲げてございますけれども、安全・安心くまもと実現計画を策定いたしました。これは、力強い警察活動の推進と地域社会との連携と協同を2つの基本理念とするものでございまして、具体的には、犯罪の抑止、交通死傷事故の抑止、そして、国民生活を脅かす犯罪の検挙という3つの基本目標の実現に向けて、県警察の総力を挙げようというものでございまして、これに基づいて各種治安対策に取り組んでいるところでございます。

その実施状況といいますか成果でございますが、昨年は第1の犯罪の抑止につきましては、刑法犯認知件数が5年連続で減少いたしまして、ピーク時の平成16年の6割に当たる1万7,000件台に押さえ込むことができました。

第2の交通死傷事故の抑止でございますが、事故件数、死傷者数ともに2年連続で大幅に減少いたしまして、特に死者数は98人ということで、昭和32年以降51年ぶりに100人を下回るということがありました。

第3に、県民生活を脅かす犯罪の検挙についてでございますが、捜査本部を設置した3事件を初め重要犯罪のほとんどを早期に検挙したほか、刑法犯の検挙人員も453人、率にして10.7%増加いたしまして、これは増加数、増加率ともに全国第1位ということでございました。

このように、総じて申しますと、各種事件・事故の発生が減少し、検挙の方は増加するというものでありまして、治安のさらなる改善に向け着実に歩を進めつつあるというふうに感じておるところでございます。

しかしながら、本年に入りまして、やはり100年に1度と言われる経済不況の影響かもしれませんが、短絡的な動機による郵便局、コンビニ、タクシー等を対象とした強

盗事件等の凶悪事件が相次いで発生しておりますほか、刑法犯認知件数の増加、それから振り込め詐欺被害額の倍増など、治安状況の悪化が懸念されているところでございます。

本年に入りまして発生しました強盗事件は11件ございますが、そのうち10件は検挙しております。特に報道もされましたが、先日、熊本市小山3丁目のパチンコ店で発生した強盗事件につきましては、スピード検挙をすることができました。本県のスピード検挙につきましては、県議会から多大なる御支援をいただきました通信指令システムが大変有効に機能したということを御報告申し上げまして、ここに改めて感謝申し上げる次第でございます。

県警察といたしましては、これらの課題はもちろんのこと、2月定例会で制定していただきました県民を振り込め詐欺被害から守る条例に基づく抑止活動を強力に推進するとともに、これもやはり県議会から多大なる御支援をいただいて警察官12人の増員につきましても、その効果を速やかに県民の皆様にお示しすることにより、委員の皆様方のお力添えにおこたえしたいと考えております。

皆様方には、今後とも警察行政に関する御理解・御支援を賜りますようお願い申し上げます、私の説明といたします。

○茂木警務部長 警務部長の茂木でございます。お手元の横長の紙で、御説明申し上げます。

おめくりいただきまして、目次の次の資料1ページ目でございますが、こちらに県警の幹部職員を記載してございます。

もう1ページをおめくりいただきまして、2ページ目からが警務部関係の業務概況でございます。

第1熊本県警察の組織についてでございます。まず公安委員会でございますけれども、3人の委員で構成されておまして、警察法

に基づき県警察の管理を行っていただいているところでございます。

県警察の組織でございますが、警察本部長のもと警察本部に32の所属、警察学校が置かれております。また、県下に23の警察署がございます。各警察署のもとには、交番、駐在所等が設置されておまして、24時間体制で県の全域の治安維持に当たらせていただいております。

3ページをごらんください。こちらには、警察職員の条例定数を掲げております。

本県、まさに14年度から19年度そして本年度におきまして、県議会の皆様方の多大なる御理解と御支援によりまして、合計267名の警察官の増員を行わせていただいたところでございますが、現在の警察官定数は3,042名でございます。

下のグラフをちょっとごらんいただきたいんですが、本県の警察官1人当たりで何人ぐらいの人口を負担しているかということを出して見ますと、607人ということでございまして、依然として九州各県の中で最も高いという水準でございます。

県警察では、これまでの増員を治安回復という成果でお示しできますよう、引き続き努力してまいる所存でございます。

次のページをお願いいたします。

4ページ目でございます。こちらは職員の年齢構成比を掲げておりますが、特に左側の警察官でございますけれども、50代と20代が極めて比率が高いという2極分化がはっきりとあらわれておるところでございます。

下の5ページをごらんください。

第2県警察の運営方針でございます。先ほど本部長からもございましたが、県警察では昨年に引き続きまして、県民の期待と信頼にこたえる力強い警察、これを運営方針として、サブタイトルといたしまして、地域社会との連携と協働ということを掲げておるところでございます。そして、このもとに第3安全・

安心くまもと実現計画でございますが、昨年
からこういう計画を策定・推進しておる
ところございまして、本部長からも御説明が
ありましたように、2つのコンセプトのもと、
3つの基本目標、犯罪抑止、交通死傷事故の
抑止、県民生活を脅かす犯罪の検挙と、備考
に掲げております8つの重点推進施策に一生
懸命に取り組んでいるという現状ございま
す。

次の6ページをごらんくださいませ。

第4の警察改革の推進状況でございます
が、警察改革につきましては、警察行政の透
明性を確保するため、公安委員会、警察本
部長についても情報公開の実施機関となっ
ておりまして、積極的な情報開示を行って
いるということでございます。

その下の第5被害者支援総合対策の推進
でございますけれども、まさに県警察では、
犯罪被害者の多種多様なニーズに的確にこ
たえまして、必要な支援をしっかりとやっ
ていくということで、関係機関・団体等と
連携・協力し取り組むよう一生懸命に今や
っております。

とりわけ市町村、この犯罪被害者等の相
談窓口を充実していただくということは大
変重要であると考えておりまして、知事部
局と連携をしながら、市町村に対して必
要な研修機会の提案等の支援を行っている
ところでございます。

次の第6でございます。

7ページになります。

大量退職・大量採用時代の対応ございま
す。先ほどごらんいただきましたように、
私どもの県警は大量退職・大量採用時代
に入っているわけでございます。となります
と、いわゆるベテラン警察官がどんどん
少なくなるということでございますので、
現場執行力の低下が懸念されるわけで
ございます。

こうした中で、精強な警察を構築するた
め、優秀な人材の確保を初めとする各種
施策に取

り組んでいるところでございます。

特に、その備考欄をちょっとごらんいた
だきたいんですが、本年度は9人の退職
警察官を再任用職員として再雇用いたし
ました。同じく9人の一芸に秀でた退職
警察官を捜査実務指導伝承官というこ
とで、非常勤で再雇用いたしまして、
いわゆるその秀でた技能伝承の業務に
専従していただくという体制をとっ
ておるところでございます。

次の8ページをごらんください。

警察予算についてでございます。本年
度の警察予算は、総額401億6,000
万円ほどございまして、その約8割を
超えるものが人件費であるという構造
でございます。県予算の割合の約5.6
%となっております。

第8警察施設の現状についてございま
す。ごらんいただきますように、多数
の警察施設が老朽化が進んでおるとい
う状況でございます。

また、8つの警察署におきまして、耐
震化措置が必要であるという現状ござ
います。災害発生時におきます警察の
使命ということを考えますと、厳しい
財政状況の中にあるにもかかわらず、
的確に対処しなければならないとい
うふうにごらんいただいております。

最後に、このくまもとの守りというパ
ンフレットを卓上に配付させていただ
いております。これは県警察の基本方針
でございますが、この中にも県警察に
関します基本的な活動内容を掲げてお
りますので、何かの折にお目通し
いただければ幸いです。

警務は、以上でございます。

○川崎生活安全部長 生活安全部関係に
ついて、御説明いたします。資料は、
9ページから17ページでございます。

第1は、県警が最重点として取り組ん
でおります犯罪抑止総合対策の推進
関係についてでございます。

昨年の犯罪情勢につきましては表のとおりでございますが、本年に入りまして平成16年以降5年連続で減少しておりました刑法犯認知件数が3月末現在で3,845件と、前年同期比で151件の増加に転じ、また県民に不安を与えるタクシーやコンビニ対象等の強盗事件が続発いたしますとともに、高齢者を中心といたしました振り込め詐欺被害の多発など、治安情勢は量・質ともに悪化し、大変厳しいものとなっております。

この増加傾向に歯どめをかけるため、街頭犯罪等抑止対策、民間ボランティア等による自主防犯活動の推進、犯罪・防犯情報のタイムリーな提供を柱に、多発在所を重点といたしました各種犯罪抑止対策を推進中でございます。

10ページをごらんください。

振り込め詐欺対策につきましては、本年4月1日に施行されました、県民を振り込め詐欺被害から守る条例の周知徹底を図りますとともに、ATM警戒や高齢者宅訪問など、被害防止対策も強力に推進していくことにいたしております。

第2は、ストーカー、DV対策についてでございます。資料は、11ページでございます。

昨年ストーカー事案につきましては154件を認知し、8件の警告を実施いたしますとともに、ストーカー規制法違反で1人を逮捕いたしております。

一方、DV事案につきましては、267件の事案に対応し、62件の保護命令が発出されましたほか、傷害、暴行事件等として17人を検挙いたしております。

第3は、少年非行防止対策についてでございます。資料は12ページでございます。

本県の少年非行情勢ではありますが、刑法犯少年は平成20年中1,857人で、昨年に比べまして27人減少いたしておりますが、総検挙人員に占めます少年の割合は38.1%と全国で4番目に高く、大変憂慮すべき状況が続いてお

ります。

一方、携帯電話の出会い系サイト等を利用して児童買春等の福祉犯事件の被害者となるケースも高水準で推移いたしております、少年の非行及び被害の両面において依然として厳しい情勢でございます。

このようなことから、厳正かつ適正な少年事件捜査を推進いたしますとともに、地域全体での健全育成活動に配意して、学校等関係機関、少年ボランティアなどと連携した街頭補導活動を強化することによりまして、非行集団等の早期検挙、解体を推進しているところでございます。

第4は、生活経済・生活環境・風俗事犯・サイバー犯罪についてでございます。資料は、13ページから15ページでございます。

生活環境事犯につきましては、闇金融を初めといたします生活経済事犯、廃棄物の不法投棄など、環境、保健衛生事犯、売春などの風俗事犯、さらにはインターネットなどを悪用しましたサイバー事犯など多種多様でございます。関係法令も複雑多岐にわたっておりますが、被害額等の拡大の防止を主眼といたしまして、取り締まりを強化しているところでございます。

第5は、地域警察活動関係でございます。資料は16ページでございます。

全警察官の約34%、約1,000人を占める地域警察官は、すべての警察事象に即応する警察組織の基盤でございまして、活動拠点であります交番等の施設は、交番58カ所、駐在所117カ所、警備派出所2カ所が設置されております。また、全刑法犯検挙人員の約8割を、地域警察官が検挙いたしております。安全・安心くまもと実現計画を進めていく上でも、地域警察の重要性は極めて大きいものと言えるところでございます。

第6は、通信指令業務についてでございます。資料は17ページでございます。

通信指令課は、県下一円からの110番通報

の受理と指令を行っております。昨年1年間では12万31件を受理いたしております。なお、本年4月、110番通報者の位置を早期に把握して、短時間で事案発生場所を特定できる携帯電話等通報者位置情報通知システムを新たに導入し、この指令による警察官の現場臨場時間の短縮に努めているところでございます。特に指令業務につきましては、新システムの予算化等で先生方には大変お世話になりました、その結果が現場臨場時間の短縮ということであらわれておりますし、県下でも検挙という面でも効果を上げているところでございます。

以上で、生活安全関係の説明を終わらせていただきます。

○徳永刑事部長 それでは、刑事部から御説明をいたします。18ページからごらんいただきたいと思っております。

刑事部は、刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑識課、科学捜査研究所及び機動捜査隊で構成されまして、犯罪の捜査や鑑識などの業務を行っております。

18ページの刑法犯の認知・検挙状況についてでございますが、平成20年中における刑法犯認知件数は1万7,429件でありまして、平成16年以降5年連続で減少するとともに、検挙件数も減少を見ましたところでございますが、検挙人員については前年を上回ったということでございます。

なお、県内における刑法犯認知件数約8割は、空き巣や乗物などの窃盗犯となっているところでございます。

次に、19ページの重要犯罪の状況についてでございます。

平成20年中における殺人、強盗などの重要犯罪の認知件数は178件、検挙件数が144件、検挙率は80.9%であります。平成20年中に捜査本部を設置いたしました事件は、菊池郡大

津町引水における殺人事件、八代市植柳上町における強盗殺人並びに死体遺棄事件の2件であり、いずれも被疑者を検挙しているところであります。

次に、20ページの重要窃盗犯の状況についてでございます。

平成20年中における侵入窃盗やひったくりなどの重要窃盗犯の認知件数は1,649件、検挙件数は1,159件、検挙率は70.3%となっております。

次に、21ページから24ページにかけての知能犯事件についてでございます。

平成20年中における詐欺や横領などの知能犯事件の認知件数は753件であります。このうち問題となっております振り込め詐欺の認知件数は229件、被害総額は約2億3,100万円で、前年に比べ認知件数は29件減少いたしましたものの、被害総額は約7,700万円増加という結果になっておるところであります。

なお、本年3月末現在の振り込め詐欺の認知件数は36件で、前年同期と比べて17件減少しておりますが、被害総額は約6,700万円で、前年同期と比べて約1,800万円増加するなど、極めて憂慮すべき事態となっているところであります。

熊本県警察では、振り込め詐欺撲滅のための取り締まり活動と予防活動を強力に推進するため、このたび3月の定期異動におきまして、振り込め詐欺の捜査体制を3人増員し、21人の捜査隊にしているところであります。

次に、25ページから26ページにかけての暴力団対策についてでございます。

県警察では、平成20年末現在、47組織、約1,150人の暴力団員を把握しております。全国的に山口組への一極集みが顕著となる中、本県におきましても、構成員等の2人に1人は山口組系となっております。平成20年中は暴力団構成員等234人を検挙しております。主な検挙事件としましては、九州誠道会四代目村上一家忠真会会長代行被害にかかる拳銃

使用の殺人事件、及び同忠真会会長被害にかかります拳銃使用の殺人未遂事件の2件、及び道仁会二代目平野組幹部被害にかかる殺人事件があります。なお、新聞等で問題となっておりますが、道仁会、九州誠道会対立抗争事件におきましては、対策本部を設置いたしまして集中的な取り締まりを行っているところであります。

次に、27ページの薬物・銃器犯罪についてであります。

平成20年中は覚せい剤等の薬物犯罪で161人を検挙しております。県内では大麻事犯及び麻薬、MDMAなどがありますが、この検挙が前年に比ばまして増加し、覚せい剤事犯の検挙が前年に比べて減少しておりますが、依然として根強い需要が認められるところがあります。銃器犯罪につきましては、平成20年中、県内において拳銃11丁、手榴弾1発を押収しておりますが、このうち暴力団からの押収については、九州誠道会幹部被害にかかる殺人及び殺人未遂事件で拳銃を2丁、さらに道仁会側から拳銃2丁を押収しているところであります。

次に、28ページの来日外国人犯罪対策についてであります。

平成20年中は、在日外国人30人を検挙しておりますが、その約7割は窃盗犯であります。在日外国人犯罪対策として、関係機関との連携を初め通訳体制の強化、審査員に対する指導教養を実施しているところであります。

鑑識活動については、30ページをごらんになっていただきたいと思います。年々件数が減っているように見えますが、中身は非常に濃くなっているということでもあります。犯罪の発生が減っているということに従いまして、出動回数と現場臨場回数も減っているわけですが、DNAでありますとか微物鑑識、これらのものの収集に力を注ぐ結果によりまして、現場の対応の時間については減っていないというのが現状であるところであ

ります。

次に31ページ、機動捜査隊の活動についてであります。ごらんになっていただきますように、まさに22時から朝の5時まで、夜中の出動が非常に多うございます。夜中の眠らない刑事として県民の治安維持のために頑張っているというような状況でございます。

以上で、刑事部の説明を終わらせていただきます。

○北里交通部長 交通部関係について御説明をいたします。資料の32ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、第1の交通事故等の現状についてであります。県下の交通事故情勢でございますけれども、2の交通事故の発生状況に示していますとおり、発生件数については2年連続、死者数、負傷者数につきましても4年連続で減少しており、とりわけ死者数につきましては、昭和30年以来51年ぶりに100人を下回ったということでございます。しかしながら、第1の1のところに交通環境の推移、表を出しておりますけれども、免許人口、車両台数など年々右肩上がりとなっており、特に高齢者につきましては、全国平均を上回る高齢化率もさることながら、高齢者の死者が全死者の6割弱を占めるなど、交通事故を取り巻く情勢はまだまだ予断を許さない状況にあるというふうに認識をしております。

次に、34ページをごらんください。

第2の総合的な交通事故防止対策についてであります。県警の治安対策であります、「安全・安心くまもと」実現計画におきまして、重点推進事項の一つに交通死傷事故の抑止を掲げておりますけれども、その数値目標であります交通死者数で100人以下、死傷者数で1万5,000人以下、これの達成に向けまして、ふだんの研修を踏まえたところの交通安全教育や指導取り締まり、あるいは安全施設の整備など多角的な交通死傷事故抑止対策に取り

組んでいるところであります。

一例を申し上げますならば、第2の1に示しておりますけれども、安全・安心肥後の道作戦であります。これは県下で交通事故の発生が多い国道3号や57号、そういう幹線道路14路線を重点路線に、また交差点事故構成率の高い33の小学校校区を交差点事故削減重点校区に指定しまして、地域社会との連携・協働によりますところの街頭活動などを強化することで、交通死傷事故の抑止を図ろうとするものであり、昨年に引き続きまして強力に展開しているところであります。

続きまして、36ページをごらんいただきたいと思えます。

第3の総合的な暴走族対策についてであります。

県民からの取り締まり要望の高い暴走族に対しましては、少年警察部門等々と連携しまして、暴走族の現場検挙を初め、あらゆる法令の適用によります徹底した取り締まりとあわせまして、中学生に対します暴走族加入阻止教室を開催するなど、総合的な暴走族対策を行っているところであります。その結果、平成20年は、暴走族にかかる110番通報件数は、過去5年間では最も少なくなるなど一定の成果を上げているところであります。

次に、資料38ページをごらんください。

2の改正道路交通法施行への対応についてであります。本年6月1日に改正道路交通法が施行されます。(1)の講習予備検査、これは認知機能検査でございますけれども、講習予備検査の導入につきましては、全国的に高齢ドライバーの重大事故が相次いでいることを受けまして、免許の有効期限の末日が本年12月1日以降で、かつ75歳以上の高齢者を対象に免許更新時の講習予備検査が義務づけられることとなっております。記憶力や判断力についての簡単な検査を行いまして、それが低くなっていると判定され、かつ一定期間に信号無視などの違反や事故があった場合は、

専門医による臨時適正検査を受けていただくということになっております。その結果、車を運転することが危険であると診断されれば、事故を未然に防止するためにやむを得ず免許の停止や取り消しの行政処分を行うこととなります。しかしながら、今回の改正の目的は、あくまでも高齢ドライバー自身に自己の記憶力や判断力を自覚してもらい、引き続き安全運転を継続することができるように支援するところにあります。その間、飲酒運転やひき逃げなどの特に悪質な違反等に限って免許の取り消し期間の上限を5年から10年に引き上げる、悪質危険運転者対策についても施行されることとなっております。今後、関係機関などと連携を図りながら積極的な広報啓発活動を展開するなど、円滑な施行に向けた諸準備を行っているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○吉田警備部長 それでは、警備部の業務概況等につきまして、お手元の資料39ページ以下で御説明をさせていただきます。

第1は、テロに対する警備諸対策の推進でございます。

まず、テロをめぐる警備情勢でございます。

昨年の北海道洞爺湖サミット、これは無事に終了いたしましたけれども、現在も世界各地で無差別テロが続発をしております。しかも我が国はイスラム過激派からテロの標的として名指しをされておりますし、依然として我が国がテロの脅威に直面しているという状況には変わりはありません。そこで県警では、来年秋に横浜で開催が予定されておりますAPECも視野に入れながら、公共交通機関等に対する警戒活動や国際海空港、空港とか港、そして沿岸部における水際対策など、テロの未然防止対策の強化を図っているところでございます。

第2は、警備事件捜査の推進でございます。

まず、右翼対策でありますけれども、右翼

は、北朝鮮のミサイル発射を初めとしまして、政治、外交、領土等の諸問題をとらえまして、関係国や政府等に対する抗議活動を活発に行っております。特に街頭宣伝活動では騒音被害にとどまりませず、交通渋滞を引き起こすなど市民生活の平穩を害するという事例も見られますことから、暴騒音の規制に関する条例などの各種法令を適用しました違法行為の取り締まりを推進しているところでございます。

次に、不法滞在者対策でございます。

政府の不法滞在者半減計画等によりまして、不法滞在者はここ数年減少しておりますけれども、依然として我が国には13万人前後の不法滞在者が存在すると推定をされております。こうした不法滞在者は、さまざまな外国人犯罪の温床にもなっております。そのため県警では、これまで以上に出入国管理など関係機関との連携により取り締まりを強化していくこととしております。

第3は、大規模災害など緊急事態対策の強化でございます。

御承知のように本県では、平成19年に記録的な集中豪雨により美里町の一部集落が孤立状態に陥った、このほか毎年のように河川の増水やがけ崩れ等により人的被害が発生をいたしております。過去5年間の県内における災害被害状況は、お手元の資料42ページのとおりでありますけれども、特に近年、国の内外におきまして我々の予想を越える大規模な地震や洪水等による災害が多発をしております。そのため、これらの緊急事態発生時に迅速的確に対応するために、各防災機関との緊密な連携を保持しますとともに、実践的な訓練を反復に継続して実施し、被災者の救出救助技術の向上にも努めております。

最後に、新型インフルエンザ対策でございますけれども、発生時におきます感染の拡大防止や不測の事態に際しまして、必要な警察

活動が行えるようにということで、昨年の11月に熊本県警察新型インフルエンザ対策行動計画を策定したところでございます。現在、具体的な細目の策定や感染防止のための装備資機材の整備などに取り組んでおります。そしてまた知事部局等関係機関との連携を強化しながら、こういう緊急事態に的確に対処していくこととしております。

以上で、警備部の説明を終わらせていただきます。

○小早川宗弘委員長 執行部の皆さん、ありがとうございます。

以上で、執行部の説明が終了しました。ここで質疑を受けたいと思いますが、その前に、5分間だけトイレ休憩を挟みたいと思います。それでは、5分間休憩をさせていただきます。

午後2時51分休憩

午後2時57分開議

○小早川宗弘委員長 それでは、再開したいと思います。

主要事業等の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑を受けた課は、課名を言って、座ったまま説明をしてください。

それでは、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○松田三郎委員 皆さん、1年間どうぞよろしく申し上げます。

多分、私は文治は8年ぶりぐらいでございます、大分変わったなというところもあるし、それは本質的な部分は余り変わらなんでしょうけれども。そこで、これから1年間議論する上で、教育長か、もしくは松永課長か、どちらかと思いますが、質問というのが、県の教育庁というか、県の教育委員会と市町村の教育委員会の関係ですね。それと県の教

育委員会と市町村立の義務教育の小学校、中学校との関係というのが、4ページですかね、政策課の事務分掌が載っております、たしか知事部局というか、行政一般については、県と市町村は10年ほど前ですかね、地方分権一括法の施行以来、表向きは法的には対等ということで、我々もよく言葉で、「市町村にもっと指導して」、「指導する、されるの立場ではございません」というような答弁をよく聞かされたのですが、ここには一応市町村教育委員会の指導助言というのが書いてあるので、その辺をまず、私だけかもしれませんが、前提としてちょっとわかりやすく説明していただければと思います。

○松永教育政策課長 教育政策課でございます。まず、私の方からお答えさせていただきます。

まず、第1点の県の教育委員会と市町村の教育委員会との関係でございますが、これはまず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律という法律の中で、県の教育委員会の方が市町村教育委員会に必要な助言や情報の提供、その他の援助を行うよう努めなければならないと、法律の中でまた明文がございまして、確かに地方分権ということで市町村それぞれが自主的な判断で行政は行われておりますが、教育という分野というのは、まだまだ専門的な部分、教育という部分、指導という部分がございまして、法律の中で県の教育委員会と市町村の教育委員会の関係は、やはりまだそういう規定をしております。

ただ、そうは言っても、今、松田委員の御質問がありましたように市町村立学校、これはあくまでも市町村が設置する学校でございますので、その責任は市町村にございます。したがって市町村立学校、小中学校でございますが、この管理運営に関しましては、市町村及びその市町村教育委員会が責任を持って運営を行っていくというようなこと

でございまして、例えば校舎ですとか具体的な設備ですね。ただ教職員だけは、これはやはりいわゆる地教行法の中で校長先生や教頭、教諭といった教員については県費負担教職員の制度というのがございまして、県の教育委員会の任命なのですけれども、あくまでも市町村立学校のいわゆる公立学校教員といましようか、法律で特別に定められた身分ということになっております。したがって、やっぱり小中学校の管理運営の第一義的な責任者、これは市町村ということでございまして、県はこれをいわば支援していく、助言し支援をしていくというような立場でございます。

○山本教育長 実は私は、去年教育長になって初めて教育委員会の事務方の人が書いてくる文書を見ましたら、指導とか支援とか、そういう言葉がありましたものですから、ちょっと不思議に感じまして、地方自治法自体の中から指導という言葉はもう全部消えております、それは対等だということで。指導という言葉を使っていいのかなということで調べましたら、先ほどちょっと松永課長から地教行法の話がありましたけれども、ほかにもやっぱり指導という言葉は法律的に使っている部分がございます。今度は文科省のある局長さんに、「自治法では全部対等になったのだけれども、どうして教育の面では『指導』という言葉あたりがまだ残っているのですか」と言ったら、「特にやっぱり義務教育なんかの面におきましては、ある意味、全国一律に水準とかをちゃんと保っていくということの中での県教育委員会のやっぱり役割、そこはどうしても国、県、市町村という、この縦の中での役割がそれぞれにあるということで、やっぱり指導というようなのが残っているのだと思います。」という説明がございました。

それから、あと、市町村につきましては教職員の任命権は、県の教育委員会でございます

す。それはもう御存じだと思いますけれども、ただ、あとの服務、日ごろのちゃんと仕事をやっているかという服務監督は、市町村の教育委員会でございます。それと給与は、先ほど言いましたように、給与は全部県の県費負担ということで、国3分の1、県3分の2ということで給与については負担しております。ただ現在、国で何が協議されているかといいますと、そういった人事は県、給与の負担も県、しかしながら政令市につきましては、人事は政令市でやっている。しかし給与は県で県費負担ということなものですから、もう市町村に人事権を全部移さないかぬという話が、国で今議論されております。都道府県の教育委員会の協議会という立場は、まずは政令市に人事権が移っているのだから、政令市に給与負担も全部政令市にまず移してください、そしてそれをやった上で今度市町村に徐々におろしていってくれというお話をしております。

したがいまして、私どもとしましては、もう地方分権の中で全部県で抱え込んでおこうという気は毛頭ございませんで、もし市町村あたりに移すのであるならば人事権それから給与負担、セットで全部移さないと、市町村が教職員の人件費まで含めたところできちっと市町村の予算の中で、教育費全体として幾らということにしないと、地方分権といたって、やっぱり若干バランスを欠くんじやないかなという、そういうふうな認識でいるところでございます。

以上でございます。

○松田三郎委員 ちょうどその人事のことをおっしゃったので、次にお尋ねしようかと思っておりましたけれども、おっしゃるように、ちょっと複雑に入り組んでいるといえますか、松永課長の御説明がありましたように、市町村立の場合、管理運営は一時的には市町村教育委員会、ただ人事と給与負担は県の教

育委員会。

関連してですけれども、例えば市町村立の学校でそれぞれこれは県教育委員会がおっしゃることでしょうが、それぞれの学校の特色を出せるようにという中で、こういった教員に来てもらうかというのが非常に大きな要因だと思います。ただ、さっきの説明でいくと市町村長、あるいは市町村の教育委員会から表向きにはいろいろな要望はあろうかと思いますが、うちにだれだれ先生、こういった先生が欲しいというような……、これはすみません、人事課長にお尋ねしますけれども、ある程度公式、非公式では今でもあっているかと思いますが、正式な手続き上といいますか、例えば教育事務所あたりが中心になってやられることかもしれませんが、各市町村の首長さんと各市町村立学校の校長先生とか、そういった方からある程度の希望を聞くとか要望を聞くというようなこのプロセスの中に何か正式な位置づけがあるのかどうかというところをちょっと、あるいはこういった御希望があるのかというのを聴取する努力とか工夫をこういった形でなさっているのかというところをちょっとお聞かせいただければと思います。

○由解学校人事課長 学校人事課の方で、お答えいたします。

松田委員の人事関係の市町村等の御要望といたしますか、基本的にはそれぞれ学校の方でどういう特色ある学校をつくるか、自分たちの抱えている学校にどういう課題があるかと言った中で、やっぱり校長がどういう自分たちの学校運営をやっていきたいということで、こういう先生が欲しいとか、またこういうタイプの先生、こういう先生が欲しいとか、そういった声を上げていただいて、それが教育事務所の方でその教育事務所管内の全体のバランスをとりまして、それから各市町村から教育事務所に上がりまして、教育事務所の

方でその全体の管内の調整を行いまして、それが県の方に上がってくる。それで県の教育委員会で最終的な配置を行うということでございますけれども、基本的に市町村の教育委員会、特に同一市町村内の異動に関しましては、もう市町村の教育委員会の内申に基づいて行うという法的整備がなされております。また、そういう管内の異動につきましても、市町村の内申を踏まえて行うということでございますので、基本的にはこれは市町村教育委員会がどのように考えるか、そしてどういう学校経営を行うかといった形の人事異動の要望が上がってきている。そして、基本的にはほとんどそれに基づいた形で県教育委員会は決定している、そういうような状況でございます。

○松田三郎委員 最後に、もう短く終わります。あと、かつてというか、今もそうかもしれませんが、大体1カ所に最低3年とか最長7年とかというような、それは小中学校のことか高校なのかわかりませんが、大体何か先生に聞けばそういうのが、ルールがあったのか、今もあるのかわかりませんが、こういうのはどうですか。大体今もそういうのを、かっちりしたルールじゃないとは思いますが、どれぐらいのかたさ、ゆるさといえますか。そういうルールがあるのかということ、参考までにお聞かせいただければ。

○由解学校人事課長 一応県の教育委員会としては、ルールという形で新規採用の先生につきましても、基本的には3年間で異動する。（「初任がですね」と言う者あり）

また、同一学校に7年勤務した場合には、基本的には異動を推進する。それでどちらも、県立高校も、また小中学校も大体同じような考えで基本的にはやっているところでございます。

○小早川宗弘委員長 ほかにはありませんか。

○吉田忠道委員 教育関係について4項目か5項目ぐらいちょっと質問したいんですけども、まず、ちょっと要望のことなんですけど、よく学力の向上という言葉が出てまいりますけれども、この学力向上ということになると、何かと比較しての話かなというふうに思うんですけども、ただ漠然と使われているのか、それとも非常に学力が低下しているのか。この付近を、例えば、学力の去年との向上なのか、10年前との向上なのか、あるいは他の県との比較との向上なのか。これはどういう意味でこの学力の向上というのは使われているのかというのが1件。

それから、教育振興基本計画の中で出てきます教育格差を小学校低学年の早い時期に解消するシステムを整えるというようなことがうたってありますけれども、これは具体的にどういうことなのか、これをちょっと聞きたいと思います。

次に、教育委員会の点検評価というのが行われまして、私も代表質問でさせていただいたんですが、平成21年度も当然これはやられると思いますけれども、これの実施要領はつくられるのか。つくられるとしたら、いつつくられるのか。点検評価はいつやられるのか。この件をちょっと聞かせていただきたいと思えます。

次に、大学進学率の話ですけれども、大学進学率ということは、今ことし例えば高校卒業生が何人大学に行ったかということになるかと思えますけれども、それは例えば40何%とか出ておるのはわかりますが、大学を希望して、そして受験して大学に行ったのが何%ぐらいになるのか把握ができておるのか、その件を確認したいと思えます。

それから、教育振興基本計画というのは各市町村でも計画する、立てるようになってお

りますけれども、県の各市町村のこの基本計画はどのくらい計画が立てられているのか。また立てられていないのも結構あるんじゃないかと思しますので、その確認。そして、もし計画を立ててないとするならば、それに対する助言とか何か県として行われるのか。その件。

最後に、けさの新聞で県装飾古墳館の造園管理業務に対する一般競争入札の問題がちょっと載っていたんですけども、これはどういふことかというふうになっていったのかをちょっと説明していただければというふうに思います。以上です。

○木村義務教育課長 義務教育課でございます。

学力向上という件でございますけれども、これにつきましては、比較して上げようという意味じゃございません。学習指導要領という基準がございます。この中身をきちんと子供たちにつけさせるということが基本でございますので、これに基づきまして学習指導要領の内容をきちんとつけさせるための学力向上という意味で私たちは使っているところでございます。

○吉田忠道委員 ということは、現状における、例えば、小学校6年生とか中学校3年生の学力がどのくらいにあるのかとか、向上しているのか低下しているのか、そういうのは何か、何となくわからないわけですね。

○木村義務教育課長 いや、本県におきましては、県の学力調査というのを一応やっております。あれによりまして問題の内容を子供たちに6割程度、十分というのは8割程度なんですけれども、そこら辺の一応目安をつかまして毎年行いまして、子供たちの学力の状況把握しまして、課題があるところに対しては指導助言をやって、そして高めていく

ということで、一応学習指導要領の内容というものを確実に身につけさせるということを目的として指導を行っているところでございます。

教育格差ということでのシステムづくりでございますけれども、これに関しましては、一つは今課題になっているところが、経済状況によりまして、例えば小学校1年に入ってくる子供等におきまして、やはり学力の格差が出てきているというような状況でございます。例えばある子供は文字が読めますし、書ける子もおりますし、もう最初からやはり読めないという状況がある。そういうところは、その格差が小学2年、小学3年というぐあいに格差がつながりまして、それが上学年につながっていく。これが非常に課題でございます。そここのところを学校内外の教育力、つまり例えばOBの先生とかいろんな先生とか、また地域のいろんな能力とか人材等を活用しまして、その方々を入れながら、そういう学力面で非常に厳しいものに補充とか補習とかを行いながら力をつけさせて、将来のいわゆる学力格差にならないような手だてをしていこうというシステムを今後つくっていこうという考えでございます。

○吉田忠道委員 小学校低学年においては、もう要するに余りにも何というか、今、勉強、勉強というような感じですよ。例えば私を感じたのは、もうすでに塾に行っている生徒と行けない生徒があるから、そういう面の差が出てくると言っているのかなという気もちょっとしたんですけども。

○木村義務教育課長 先生のおっしゃる部分も含めてでございます。塾等に行っている子というの、例えば習い事をしていこうというような部分でやっぱり格差が出てきますから、そこら辺を、学校だけにするのはやはりなかなか難しゅうございますけれども、だか

ら地域の力を入り込ませてそういう格差をなるとけ少なくして行って、子供たちの条件を同じようにしていこうというように。

○吉田忠道委員 わかりやすく言えば、例えば小学校の低学年で、塾等に通っている非常に学力が進んでいる、それにあわせるような方向に持っていこうとするわけですか。

○木村義務教育課長 それにあわせるということじゃございません。やはりきちんとした学力を低学年のときからつけないと、高学年になるとだんだん差がつくものですから、そこら辺をなるべく学力の差というものをなくして行って、保障しながら将来の子供たちの学力をつけていこうという……。

○吉田忠道委員 学校教育だけじゃ、十分にはできないということですか。

○木村義務教育課長 もちろん学校教育で十分やっけていかななくちゃいけない部分でございますけれども、やはりある面ではいろんな部分の、例えば授業内容だけでは、授業時間だけでは定着できない子供がおります。そのときにはやっぱり補習等補う授業を行っていきときに、先生方がやはりいろんな部分で、最近多忙化となっておりますものですから、できるだけ地域の力も協力を得ながらやっけていけたらということで、このシステムづくりをやっているところでございます。

○松永教育政策課長 続きまして、3点目の点検評価について、教育政策課の方からお答えいたします。

これは、先生から要綱ということでございますが、これは法律に基づきまして、その項目で要綱ということでなく点検評価の実施を直接いろんな項目を決めて行いました。しかし、先生からの質問でも、まだ十分ではない

のではないかという御指摘も受けましたので、今年度はさらにいろいろな面で、ことし教育の基本計画もできましたので、9月ぐらいまでにいろんな項目をさらに充実して点検評価を行いまして、大体12月ぐらいをめどに公表、また議会への報告等を行いたいと考えているところでございます。

○吉田忠道委員 去年は、この点検評価に入る実施要領というのをつくられましたよね。ことしもまた同じような、そういう実施要領というのをつくられるのかどうか。

○松永教育政策課長 要領という形で作るかどうかはまだ決めておりませんが、去年よりも点検項目などは充実させて、教育プランもことし策定しましたので、そのプランに基づいた点検評価を行っていきたいと考えております。

○吉田忠道委員 去年は第1回目だったから、ちょっとある程度時間的にやむを得なかったところもあると思うんですけども、これは基本的には今度の評価は20年度に対する評価ですよ。そうしますと、それが4月1日から点検評価に関しては本当は始まっておかないかんですよ。それが12月ごろになって公表というのは、ちょっと遅過ぎるんじゃないかと思うんですけども。

○松永教育政策課長 これは20年度の内容を取りまとめるのが大体各課照会でいろいろ取りまとめで夏場、7、8月ぐらいまでかかりまして、そこから実際外部の有識者などにもこれは意見を求めるということになっておりますので、これらが終わるまでにやはり9月ぐらいまでどうしても時間が必要になります。そして最終的に審議会自体はなかなか9月の議会までには間に合わないということで12月ということでございまして、なるべく急

いで点検評価をやっていきたいと考えております。

○森塚高校教育課長 高校教育課でございます。

委員おっしゃった件、データにつきまして、大変申しわけございませんが、現在持ち合わせがございませんので、調べまして、後ほど吉田委員の方に御報告申し上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○吉田忠道委員 はい。

○松永教育政策課長 続きまして、市町村の教育振興基本計画のことでございますが、今把握しておりますのは、すでに山鹿市が作成したと。現在、県内ではここだけというふう聞いておまして、熊本市がことしじゅうにつくりたいということで聞いております。まだなかなか市町村の方の計画の方が進捗しておりませんので、なるだけ早期につくれるようにいろいろ助言をしていきたいと考えております。

申しわけありません、宇土も作成をしたということで聞いております。まだ非常にそういう限られた市でございます。

○米岡文化課長 文化課でございます。

けさの新聞でございますので、申しわけありませんが、事実をちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

小早川委員長の方にも御相談をしながら、後日、御返事申し上げるということでよろしくございますでしょうか。

○吉田忠道委員 はい。

○氷室雄一郎委員 義務教育課長が、何かメッセージが新聞のマスコミに取り上げられた件を話をされましたけれども、この学力テス

トの調査結果というのは、例えば教育関係者は各学校間のどの程度というのは、データなんかは共有できるんですか。

○木村義務教育課長 この調査の結果につきましては大体、ことしも9月ごろ出るだろうということですが、中身的には市町村は、自分の市町村のすべての学校の結果を持つことができます。学校は、自分の学校でございます。県に関しましては、県内の状況は、配ってこれますので一応持つことができます。

○氷室雄一郎委員 こういう認識を持っておられる方が、たくさんおられるのではないかと。そういう認識のもとで学校間の競争意識を高めないかぬという、我が地域では頑張らないかぬという思いで、こういうメッセージを発せられたという、憶測でございますけれども。やはり、もともとの目的が格差なり競争をというものではないというのは大原則でございますけれども、しかし所長さんみたいな方がこういう認識を持っておられるということは、いろんな学校の関係者も同じような認識を持っておられると思うわけですね。こういう改善に対する取り組みというのは、もう当初から危惧されておったわけですが、もう1回徹底をしなければ、結局こういうメッセージにあらわれたような意向が一人歩きして、また教育行政に対するさまざまな不満等が生まれるんじゃないかと思うんですが、その辺はどうされますか。

○木村義務教育課長 まず、この菊池教育事務所の所長が申しますに、聞くところによりますと、例えば体育祭とか体育大会とかいろんな行事等において、学校にこれまでも励ましの文を送ってきた。この一環としまして、今回も子供たちに頑張ってもらいたいという願いからそうしたのでありまして、基本的には過度な競争をあおるという気持ちはなかった

と。ただ、こういう表現を使っておりましたのは、全国大会とか、これにつきましては非常に配慮が足りなかったということは申しております。もちろん本県におきまして、これは平成19年度から実施されておりますので、所長、指導課長会議等では、全国学力学習状況調査の意図と、また実施要領等を各学校に配付しまして、十分指導してまいりました。ただ、不十分な点があったということにつきましては、今後さらなる指導徹底を図っていききたいと思っております。

○氷室雄一郎委員　そういう背景と対応があったにもかかわらず、こういう考えなり思いの部分が伝わってしまったという、それは後の問題でございますので、もう少し抜本的に、先ほど各学校間で学力テストの情報を共有するとかせんとか申しましたけれども、もう少しきちっとやっていただきたいと思っております。

それからもう1つは、やはりその指導改善、研修事業でございますけれども、これは下の括弧は昨年度の予算なんですか。1,200万円は、ことしもまた同じような規模での予算が組まれていると考えていいわけですか。

○木村義務教育課長　申しわけございませんが、これは数字のゼロが1つ抜けているんだと思います。

（「20ページでしょうかね、指導改善研修事業というのがあります」と呼ぶ者あり）
すみません、同じ額でございます。ここは同じ額を組んでおります。

○氷室雄一郎委員　同じ額ということは、また同じような人が、同じ人といいますか、人的にはこのくらいの方々が予想されるということですか。もう決まっているということですか。

○木村義務教育課長　昨年度が、この指導改善研修に参加した者が4名でございました。ことしも4名で一応予定しておまして、大体決定しておったところでございますけれども、新聞に出ましたように1名の方が亡くなられたものでございますから、一応予算上は同じ額で出ておるところでございます。

○氷室雄一郎委員　これは、その人員が決まってからの予算になるんですか。毎年、大体予測をして組まれるんですか。

○木村義務教育課長　一応、人間的には大体この予算は指導員の方が非常勤講師でございますけれども、非常勤を雇うことになっております。一応、今までの例としまして毎年3名から4名でございまして、これは予測をした段階で組んでいきます。

○氷室雄一郎委員　この研修を受けられている方々が、もちろんまた復帰して頑張っているというのが大原則ですけれども、毎年そのくらいの予測をしてという今のお話だったんですけれども。

○木村義務教育課長　一応、予測といいますか、実際は本県としましてはまだ指導改善研修の対象者はいるという予測はございますけれども、一応、昨年、一昨年と5名から4名上がってきておまして、大体このあたりで予算上は組んでいるところでございます。ずっとこれが平成15年度から行われまして、その時点ではもう少し人数は多うございました。

○氷室雄一郎委員　こういうのは、予算に全然組んでいただかない方が一番よろしいわけでございますけれども、これからふえるということも予想されますけれども、なかなかすっきりいかないという思いが私もありますけ

れども、まあこのことはいいと思います。

もう1点だけ。23ページでございますけれども「夢への架け橋」教育支援事業という、これは知事の考え方も反映されて取り組まれているという認識はしておりますけれども、これは延べ人数的にはどの程度になるんですか。

○由解学校人事課長 新規事業のまず教育サポート事業の方につきましては、学校人事課所管ということで、私の方からお答えさせていただきます。

教育サポート事業の小中学校サポーターですけれども、これにつきましては各市町村学校から、また県を通じまして話が上がってまいりまして、現在19学校に対しまして17名の配置を今回予定したところでございます。

それと特別支援学校サポーターでございますけれども、特別支援学校の10校に対しまして13名の介助員を配置するというので、今計画を立てているところでございます。

○小野社会教育課長 2番目と3番目につきましては、社会教育課の方から御説明させていただきます。

地域教育力を活用します学習向上アドバイザー事業につきましては、予算上は4人で計算しております。ただ、こちらは各放課後子ども教室に派遣するときに、予算上これぐらいということですので、場合によりましてはもう少し少なくなったり大きい人数で手分けをして回ったりというようなこともあるかと思っております。今こういった人選等の作業を行っているところでございます。

3番目の家庭教育支援員配置事業につきましては、11学校に1名ずつ、11名を配置予定でございます。

○氷室雄一郎委員 これは短期間では効果というのはなかなか難しいと思うんですが、考

え方としては複数年度にわたっての考えも持っておられるんですか。

○由解学校人事課長 新規事業でございますが、基本的には今のところは3年間の期間の事業ということで組み立てをやっておるところでございます。

○氷室雄一郎委員 最後に、警察関係をよかですか。

17ページのこの通信指令業務というところですが、これは新聞にも報道がございましたけれども、県下一円から110番通報の受理とか12万件でしょうかね。これは大体このくらいでずっと推移しているんですけれども、まだこの余裕はあるんですか。ネコの行方不明とか、さまざまなものがあって大変煩雑なものだと思えるんですけれども、大体この辺ぐらいまでは何とかうまくいっているんですか。

○川崎生活安全部長 生活安全部長でございます。

先生御懸念の、大丈夫だろうかというところでございますが、現在1当務通信司令官以下6名体制で110番受理に当たっているところでございます。ただ、毎年「110番の日」というのを設定しまして、県民の皆さん方に、いたずら電話やあるいは苦情・要望等を110番でしてこられる方がまだまだございます。したがって、それが3万件近く、2万6,000件くらいが、本来であれば110番になじまないもの、いたずら電話も含めましてですけれども、こういうのがなくなりますと随分と変わってくるかと思っておりますが、6名の体制で現状どうか回っているというところでございます。

ただ、夜間になりますと110番通報は非常に多くなります。そのときには体制を強化しましたり、あるいはゴールデンウィーク等になりますと非番員をその日に投入するという

ような運用をしながら業務に当たっていると
いうところでございます。

ただ、昨今110番受理で非常にそごを来し
たという問題がございまして、当県におきま
してはほとんどが刑事経験者を配置いたして
おりまして、特に凶悪事件等に即経験を生か
して対応できる体制にしております。御配
慮いただきました御質問をいただきまして、
ありがとうございました。

○氷室雄一郎委員 毎年ずっと、今このデー
タを見ますと、16年から大体このくらいの大
変多いケースで推移しておるものだから、な
かなか厳しい状況か、本当に無理されている
んじゃないかという思いがありましたもので
すから。だから2万6,000件の件数をもう少
し減らさんと、本来の業務がスムーズに行え
ぬのじゃないかと懸念されるところがござい
ますので、その辺の御努力もいただけたらと
思います。

○川崎生活安全部長 ありがとうございます
す。

○小早川宗弘委員長 関連ということで、松
田委員。

○松田三郎委員 氷室委員の最初の、例の菊
池事務所の所長さんのに関連しまして、これ
は課長、別に質問しません。私の意見をちょ
っと申させていただきます。

おととい全文のファックスをいただきまし
て読みまして、これはどこが問題になってお
るやろうかと逆に私は思いまして、一般人の
代表として、うちの家内に見せてやろうかと
言うと、ああ、これはえらいよかことを書い
ておるなと言う。それはうちの家内ですので、
別に参考になりませんが。

案の定といいますか、マスコミ、地元紙の
論調、あるいはそこで取り上げられておりま

した組合の代表の方、紋切り型といいますか、
地域や学校間の序列化を促進する云々と。私
は、ある意味では、誤解を承知で申し上げま
すと、序列化があっても結構だと思います。

例えば、菊池の所長さんが少なくとも、菊
池管内の学校の生徒には頑張っていたいで、
菊池は勉強の面では頑張っているなとい
う評価を上げるのももちろん1つでしょう
し、あるいは別の地域で、あそこの地域は非
常に部活やスポーツを一生懸命やっていい成
績を上げているなというのも1つの特色でし
ょうし、あるいは、あの地域のあの学校はあ
いさつとか礼儀をきっちりするなというのも
1つの特色を出す方向性だと思いますので、
別にこの言葉、例えば全国大会云々という
のも励ましの1つでしょうが、これがふさわ
しくないとは私は感じませんでした。

逆に、今の現場はわかりませんが、
後ほどちょっと別に質問しようかなと用意し
ておりましたが、いわゆる男女混合名簿であ
りますとか、運動会で今あるかどうかわか
りませんが、順位をつけずに駆けっこレース、
ゴール前になって1番後ろから歩いて来る子
どもと一緒に手をつないでゴールインさせ
るとか、我々の常識からはちょっとほど遠いよ
うな悪しき平等主義といいますか、画一主義
といいますか、そっちの方が学校とか児童生
徒間の活力を削いでいる部分があるんじゃない
かと思いますので、これは意見でございま
すから、今後、例えば菊池の所長さんにやか
ましく言ったり、やかましい処分を下したり
とか、これは処分の対象になるんですか。な
らんとでしょう。ただ、今後の取り組みの中
で再度この趣旨を徹底する、各教育事務所が
各学校に対し趣旨を徹底するということが、
間接的に何か非常に萎縮効果をもたらすよ
うなことになるようにという意味で、これ
は私の意見でございますので、教育長、何か
ありましたら一言。

○山本教育長 実は私も、学力というかテストに頑張れということ自体は、そう悪いことだとは思っておりません。したがって、先ほど義務教育課長の話がありましたように、教職員あるいは保護者をみんな含めて、子供たちの方で学力を、テストでもいい点を取りたい、学力をつけさせたいというのは皆さん思っていることで、それ自体は別に何ら否定するものではございませんけれども、実は菊池の教育事務所長さんがそういう文書を出される3日ぐらい前に教育事務所長会議というのがありまして、そのとき私が申し上げたことをちょっとお話ししたいと思います。

そのときに私が申し上げましたのは、熊本は熊本型教育とかあるいはゆうチャレンジとかいって、実は今の全国学力調査が開始される数年前から非常に、この全国学力調査の問題というか目的としている、問おうとしているところと傾向を同じにしたような熊本型教育というのを進めておったわけです。それで、熊本でつくったゆうチャレンジというテストの問題あたりも、むしろ全国学力調査の中に、国の方が参考にした、そういう先進的な取り組みをやっていたわけでございます。それは県の教育委員会の方針です。だから、私が言ったのは全国学力調査だけが、あれが本当に学力かという議論はあるかもしれないけれども、少なくとも熊本県の教育委員会としてきちんとしたこういった方向でやっていこうという方向を、むしろ後から全国学力調査の方がそういった方向に沿った形で持ってきたという話であるならば、少なくとも熊本県としては全国学力調査があろうがなかろうが、熊本県としては方針のもとにやっている方向としては間違いはないはずだと。

したがって、そうであるならば、何でその熊本型教育とかゆうチャレンジとか、そういったものを含めた熊本の教育の方針が徹底しないんだらうと。だから、もう数年前から熊本がそういうことをやっていて徹底して

いるのであれば、子供にちゃんとした学力がついているはずだと。それがついてないということは、やっぱりまだ熊本が目指しているところが、教職員の1人1人にまで徹底してないんじゃないかと。だから、無用に子どもの尻をたたくということじゃなくて、まずは教職員がしっかり、熊本県が目指している教育の方向を1人1人がきちんと認識した上で、しっかりと子供に学力をつけさせてくれと。そして、毎年毎年、子供たちが、自分は学力がついたなとか、去年よりことは伸びたなとか、そういう実感ができるように人と人とを競争させてということよりも、自分自身で競争して、自分の中で1つ1つ伸びていくような、そういう実感が持てるような教育の仕方をぜひやってくださいという話を、3日ぐらい前の教育事務所長会議で私はやりました。

ところが、そこがやっぱり私が教育事務所長さんあたりの尻を引っぱいたみたいを受け取られたのかもわかりませんが、それが、よし頑張らなくちゃいけないということで、ある意味、善意の行き過ぎかもしれないけれども、それが教育事務所長さんが、子供1人1人に当てなければ、あれは子どもに当てたんですけれども、という文書だったから、だから私の趣旨からいくなれば、先生もちゃんと子供たちに学力をつけさせたんでしょうねというふうに、私としては言ってほしかった。だから、それが巡り巡って、子供に頑張れよというメッセージとして伝わる分には、私はそれはそれでいいと思うんですけれども、ただ、ちょうど3日前にそういう話を私はしたところだったものですから、今の時期に今さら先生頑張れよと言ったって、もうテストの3日、4日前なものですから、ちょっと時期としてもいかがだったのかなという、そういう思いでございます。

したがって、行き過ぎたとか無用の競争はいけませんけれども、やっぱりそこは適

度な緊張感のもとに競い合うということは、それはそれで私は別に、そんなに悪いことではないと思っておりますけれども、総合的に考えて、時期の問題それからだれに向けた話かとか、そういったことを考えたときに、ちょっと趣旨が、全国学力調査の趣旨あるいは熊本県が進めている熊本型授業とかゆうチャレンジからしたときに、もうちょっと頑張っしてほしいなという、そういう思いで言ったところでございます。

○松田三郎委員 実は、私の子供が今度小学校1年です。それまで、例えば来賓で小学校、中学校、高校の卒業式、入学式に行く機会は、もちろん今までありましたが、いわゆる男女混合名簿、我々のときは、もちろん男、女は別だったですね。今は学校によって違うのかもしれないでしょうけれども、あいうえお順で男女一緒に1番からつけてある学校、あるいは生年月日で4月から順番で男女一緒に、あるいは昔と一緒に男子と女子は別の名簿というのが、少なくとも入学者名簿、卒業生名簿は我々がいただく資料にはなっているわけですが、これは全くの学校長の判断なのか、国もしくは県教育委員会で一定の誘導なり、いわゆる先ほどあった指導とかでやっている類のことなのかということ、ちょっと確認させていただければと思います。

○木村義務教育課長 義務教育課でございます。

男女混合名簿につきましては、もちろんこれは最終的に学校が判断するところでございますけれども、基本的にうちとしましては、その男女混合名簿等にかかわらず、あらゆる教育活動を通して、児童・生徒が人権の尊重とか男女の相互理解とか、そこ辺がまず大切じゃないか、そこ辺を推進することが大切じゃないかということで、男女共同参画社会ということで考えているところでございま

す。

ちなみに、男女混合名簿の、例えば出席簿等につきましては、小学校はやはり90%近くが男女混合名簿になっております。

ただ、中学校におきましては、やはり運動会とか体重測定等で、これは男女混合名簿にしておるとなかなか難しゅうございますから、進んでおりません。それはもちろん学校の実態でございますので、そこ辺は十分考慮しなくちゃいけないかと思っております。

○松田三郎委員 参考までに、これは本県の例ではないとは思いますが、男女の今の身体測定とおっしゃいましたが、どこかの県かはちょっと忘れましたが、自民党本部で調査した中で、そういう混合名簿にして、高学年でも一緒にの部屋で着替えをさせるとか、波及するような問題があったということだそうでございます。

最終的には学校長の判断でということですね。教育委員会がどうしなさい、ああしなさいという類ではない。はい結構です。すみません。

○西聖一委員 子育てまっ最中なもので、今PTAの役員もいろいろしていますので、教育委員会の方で細かい質問をしたいと思えます。

19ページですけれども、環境教育推進事業、これはたしか水俣の環境センターとか行くと思うんですけども、たしか小学校5年生で実施しているんじゃないかと思いますが、今もそのような実施状況はあるんでしょうか。

○木村義務教育課長 これは子供エコセミナーと申しまして、平成14年度から実施しております、今年度は一応、小学校5年生の3分の1の学校に行っていただくという形でやっておるところでございます。

○西聖一委員 最初は全学校が対象だったが、今は3分の1とか2分の1とかに減っているんですね。保護者によっては、当たらない子供が行くと全額親が負担、当たった学校は親は負担しないでいいということで、非常にクレームが出る状況があるんですが、そこはどう思っているんでしょうか。

○木村義務教育課長 これにつきましては、平成14年度から立ち上げたんでございますけれども、この時期からやはり予算の関係から小学校5年生を対象に3分の1で、3年間を1組としまして3分の1の学校、3分の1の学校、3分の1の学校ですべてを回るという形で、その年度からやってきたところでございます。

○西聖一委員 予算の関係はあるでしょうけれども、保護者からすれば、5年生のときは子供は1人だけです。できれば、その3分の1の補助が全体に行く方が、より均等なやり方じゃないかと思うんですけれども。

○木村義務教育課長 全く私たち自身もそう思っているところでございますけれども、予算の関係でなかなか……。実を申しますと、今年度も非常に厳しい、このエコセミナーそのものの存続が厳しい状況でございました。これは教育長も一生懸命に知事との折衝でようやく今年度も実施するという状況になりました。ただ、自主的に行く学校が同数程度ふえておりまして、ここ辺ではすべての学校に近くなっているという現状はございます。これに当たらなくても、自分でやっていくという学校がふえております。

○西聖一委員 あと4つぐらいですけれども、次に21ページの食育推進事業ですが、非常にいい事業だと思っておりますけれども、2月議会で地産地消の条例をつくった際にもち

よっと申し上げたんですけれども、学童農園を設置している学校がかなりありますが、私としてはもう食育の関連で全小中学校には学童農園を持たせた方がいいんじゃないかと思っておりますが、それについてはどのように思っていますか。

○木村義務教育課長 食育推進事業につきましては、子供たちがやはり農作物をつくってそれを学校給食に使う、これが1番だと思っております。

そういう意味で、今、小学校は大きな農園等は持っておりませんが、昔の花壇がございました。これを野菜の方にだんだんつけかえをやりました。ほとんどの学校は、その方向にしております。中学校はまだ不十分でございます。

そういう具合に進んでいると言っていいかどうか、そういう傾向は出ておるところでございます。

○西聖一委員 花壇が農園であるのは別に構いませんけれども、できれば県としてもそういう条例もつくったから、学校の現場においては推進していただきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それと、次は30ページなんですけれども、地域スポーツの人材活用で、これもいい事業で、小学校、中学校に部活の指導員の不足を補うための事業ができておりまして、これはもっと根深い問題がありまして、学校部活と社会体育の部活の流れがある中での改善策だと思っておりますけれども、実際この230人の派遣はいつから実施するのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○坂梨体育保健課長 体育保健課でございます。

この実施につきましては、もうすでに各学校の方に希望調査を行っているところでござ

います。5月に地域の活用促進委員会を実施いたしまして、並行いたしまして進めているところでございます。

特に、1番の小学校における体育授業への指導者の派遣については、この期間が限定された時期でございますので、もうすでに手が挙がってきているところは、もう調整しておりますところでございます。

○西聖一委員 小学校はそれでいいと思うんですけども、中学校の場合は中体連という競技会があるものですから、すでに4月の段階で、先生がいなくなったところは、もう応急的に担当を当てているんですけども、もしこれから実施するのであれば、中体連後から来年の中体連までというのは、ちょっと年度をまたぐような任用をしてもらおうと学校現場の混乱は少なくなるんじゃないかなと思うんですね。今任用しても、また3月にかわって、たぶん嘱託か何かでしようけれども、切れて交代になると、また先生がいなくなるということで、学校の部活現場としては非常に混乱するので、よりよいものにするためにはそのようにした方がいいんじゃないかと思えますけれども。

○坂梨体育保健課長 体育保健課でございます。

中学校、高等学校との運動部への派遣につきましても、もうすでに情報は学校に伝わっております、そして学校長の判断で委嘱した方々にお願いすることになっておりますので、その学校の実情に応じた対応をしております。

(「年度をまたがないでも」と呼ぶ者あり)

その学校の実情を判断されて取り組んでいただいておりますので、今までのところはそういうトラブル等は、私たちの方ではつかんでおりません。

○西聖一委員 あと2点です。あと1点は、高校再編の問題です。今、郡部の方で行われていますけれども、ことしの中学校3年生から学校再編に伴って、外部からの校区外の入学者の定数枠が広がりますね。それで、熊本市内に住んでいながら弾かれる子供もかなり出てくるということで、親も非常に不安がっておりますので、来年もし実施したら、そういう生徒がどれくらい出そうなのか、わかりましたら教えていただきたいと思えます。

○後藤高校整備政策監 来年の4月から学区の拡大、今あります8学区を3学区にするというのと、学区を越えて入って来る子供は今は最大6.5%でございますけれども、これを13%にするということで基本計画の中で出しておりますので、これをまた進めていくことになりましてけれども、具体的には数値の出し方はなかなか難しいところでございます。

ただ、熊本市だけに限れば、普通高校で普通科で150人ぐらい6.5%で最大限入ってきますので、これが倍になっても300人程度ということで、子供も毎年、熊本市内だけでも40~50人減っておりますので、大きい影響はないのかというふうに考えております。

あとは、学校を拡大したときのシミュレーションがなかなか難しく、今ちょっとやっておりますけれども、きちんとした数字が出ないというのが状況です。

○西聖一委員 数字は小さいものという判断はあるんですけども、実はよそからその学校を目指していく子供たちは意欲を持って行くわけですけども、弾かれる子供たちは、地域に住んでいてよそに行かなければいかんというのは、その子供のメンタルに対して非常に影響があるわけですね。それを抱える親もそうなんですけれども、今度はそれを受けた学校もあって、学校の校長先生が、おまえたちは次は頑張らんとよそに行かないかんぞ

ということで、さっきありました教育事務所長ではないですけども、同じような発想で頑張らんといかんぞという、競争をあおるような考え方に学校がだんだんってきているんですね。保護者も恐らく、そういう学校は校長はつまらんとか先生はつまらんとというような見方になってくるものですから、私としては非常に心配しているんですけども、その点はどのようにお考えでしょうか。

○後藤高校整備政策監 学区から弾かれるという言い方をされましたけれども、必ずしも熊本市から出ているところが、例えば大津高校であるとか翔陽とか御船高校でありますとか、こういうところに熊本市の子供がたくさん行っておりますけれども、それぞれスポーツであったり御船はボートであったり、翔陽は総合学科であったりということで、その学校を目指して行っている子供もありますので、それをもってすぐ弾かれるとかいうことはないと思っております。

また、定員不足は私立も同様でございますので、そういう意味ではある程度、そう大きな混乱は、よその県でも全県1区にしたところでもなかったと聞いておりますので、さほど大きなものはないんじゃないかと思っております。

○西聖一委員 一応そういう考えであれば、保護者に対する説明会をやっぱり十分していただかないと、直前になってわあわあなったり、終わった後わあわあなったりすると大変ですから、事前の説明会をよろしくお願ひしたいと思います。

最後です。平野議員から2月議会で質問があったんですけども、県立図書館の件について、グランドデザインをつくって地域に開かれた県立図書館づくりをしていくという話の質問があったわけですけども、その後ことしの対応はどのように進めているか、ちょ

っとお尋ねしたいと思います。

○小野社会教育課長 私も実は4月から着任したときに、前任者からの引き継ぎの中で重大な懸案事項の1つとしまして、この図書館のグランドデザイン問題があるということを引き継いでおります。

いつまでにこの形をまとめるというところまでははっきりとお答えできない状況でありますけれども、県立図書館のグランドデザイン、県立図書館の方と我々教育庁本庁の方の思いと両方を合わせながら、これから具体的な議論を進めて、それからまた御報告できるまでもっていきたいというふうには考えてございます。

○西聖一委員 よろしく、お願いいたします。以上です。

○小早川宗弘委員長 ほかにはありませんか。

○吉田忠道委員 もう1点ちょっと質問したいんですけども、これはどの課になるかわからないんですが、保健体育なのかな。先日、地域の健康保健計画を審議する中で、ちょっと問題提起したんですけども、県内の中学校、高校生の中で妊娠、妊娠中絶、これらの事象になっているのがどのくらいあるのか把握されているのか。あるいは保健所とあるいは教育委員会との連携、これはどういうふうになっておるのか把握されておたら、ちょっとお聞きしたいんですけども。かなり多いというふうに聞いたんですけども。

○坂梨体育保健課長 体育保健課でございます。

確かに高校生等の10代の妊娠中絶の数は、不本意ながら熊本県は全国でも上位に名を連

ねているというのは事実でございます。

その件に関しましては、その具体的な数字というのは健福の方で把握しておられるのを私たちも共有しております。今あいにくここに数字を持っておりませんので、また後でそれをお知らせしたいと思いますが、学校における性教育については、そういう危機意識を持ちまして、性教育に関するQ&Aとか性教育の手引き等を活用していただいて、各学校で今取り組んでいただいているところでございます。多少、減少の傾向には向かっておりますので、その効果は出ているのではないかと考えておるところでございます。

○小早川宗弘委員長 いいですか。ほかに質疑はありますか。

○船田公子委員 少年非行のことなんですけれども、全国で4番目ということで、検挙された子供たちの非行の背景がここに載っていますけれども、あと家庭へのフォローというんですか、どういうふうなことをされていますでしょうか。

○川崎生活安全部長 生活安全部長です。

船田先生からの御質問、家庭に対してどのような指導をしているかという御理解でよろしいでしょうか。

現在、警察の方からは学校の方に行きまして、薬物乱用防止教室それから保護者会、それから地区における保護者会等を通じて、保護者の皆さん方に対して、非行を起こさないように、不良行為に走らないようにということで指導しているところでございます。

また、スクールサポーター制度というのがございまして、熊本市内3署と宇城と八代に非常勤の、警察官であった者が退職しまして続けて勤めておりますが、このスクールサポーターをフルに活用しまして、各学校それから家庭の皆さん方と保護者の皆さん方と話し

合いの場をできるだけ多く持つ、あるいは肥後っ子テレフォン相談というのもやっておりまして、この相談受理はほとんどが保護者の方々からでございまして、その相談に対応するという中で、少年を非行から守っていくというような活動をしておるところでございます。

ちなみに、昨年家庭からの相談が35件ということで、数字的にはまだまだ小さいものでございますけれども、本当に心配なさっておられる保護者の方からは、こういう制度を使っていつでも御相談に応じているところでございます。数の多いところは、先ほど冒頭で申し上げました保護者会あたりでお話するのが1番多い状況でございます。

○船田公子委員 こういうのが使われて、2回、3回と起こすような子供さんというのは、やっぱりいるんでしょうね。

○川崎生活安全部長 確かにございます。1番問題になりますのが、そういう会合に出て来られる保護者の方の子供さんというのは、どちらかといったら非行に走らない子供。そういうのに無関心な保護者のところの子供さんが、非行に走るという傾向もございまして。警察としては、そういう保護者の方に、いかにして非行防止活動、講和等を行っていくかというのが非常に問題でございまして、これは振り込め詐欺も一緒ですけれども、そういう方々に対する教室、それからそういう教室に来てもらうようにするための活動を何とか進めていかなければいけないなという思いでおります。

○船田公子委員 この改正道路交通法施行への対応なんですけれども、高齢者の方たちの免許取り消しは何割ぐらいの方が1年に出るんでしょうか。

○北里交通部長 交通部長でございますけれども、この制度の趣旨は、最初に御説明しましたとおり、取り消すことが目的ではございませんで、高齢者の方でもできるだけ長く運転をしていただく、その支援をするというのが目的でございます。

そういう中でお話をさせていただきますと、認知症によって、今までの実績でいけば去年が1件、その前が3件、計4件ほどですね。いずれも交通事故を起こして認知症が疑われて、それを病院の先生に診断してもらって認知症と診断される。そのまま免許を持っていたと危険ということで取り消したというのが、実績としてはそういうのがございます。

それと、新しい制度になりましてからのうちの予想でございますけれども、警察庁の方であるところでサンプル調査をしたときに、認知症の疑いがある方、判断力とか記憶力が非常に低くなっておられる方、これが75歳以上の高齢者の約2%おられたということでございますので、熊本県の場合は1万9,000人ほどの方が75歳以上で、この認可を受けられるというような計算になりますので、400人を切るぐらいの方がそのような対象になる。対象になったから即取り消しではございませんで、先ほども言いましたように、ある一定の違反がある、なおかつ、その違反があつて専門の先生にそれを見ていただくということでございますが、実績から言いますと、実際に取り消ししたのは2年間で4人しかございません。ですから、これは未知数でございます。

○川崎生活安全部長 船田先生の方から周知徹底ということで、「肥後っ子のシグナル」という冊子を本年も県費予算を付けていただきまして、4万部ほどつくっております。

その中で最後の方に、非行防止対策ということで、お父さん、お母さん、こういうこと

に注意しましょうというようなものを掲げております。これを有効に活用しまして、出席できない方々にこれを配布して読んでいただくというようなこともやっていきたいと思っております。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありますか。

(発言する者なし)

○小早川宗弘委員長 なければ、これで質疑を終了します。

次に、その他に入りますが、教育委員会と警察本部から物品調達等に関する不適正な経理処理にかかる再発防止策についての報告の申し出があつております。

まず、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、松永教育政策課長。

○松永教育政策課長 物品調達等に関する不適正な経理処理にかかる再発防止策について、御報告申し上げます。

去る3月14日の文教治安常任委員会に報告いたしました物品調達等にかかる不適正な事務処理にかかる調査報告に関しまして、現在までにおける再発防止に向けた取り組みについて、全体概要及び教育委員会の取り組みについては、以下のとおりでございます。

再発防止の取り組みとしましては、大きく4つございます。

1 ページの中段の表をごらんください。

まず第1に、職員の意識改革、資質向上でございますが、公務員倫理の充実のためのさまざまな研修に取り組むこととしており、これに先がけ教育委員会では3月に、中原教育委員会委員長から幹部職員に対する厳重注意、4月に、所属長を通じた全職員に対する訓示を早速行いました。

次に、2ページをごらんください。

第2に、物品調達、物品管理システムにつ

いてですが、主管課であります会計課、管理調達課が実施します見直し方策に従い取り組むこととしており、納品検査の別の係による確認実施については、通知に従いすでに3月から実施しております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

第3に、予算執行システムの見直しについては、財政課において年度の途中で必要となった備品類の購入のための予備費的な予算措置や予算の流用手続きの弾力化等が行われる予定でございます。

また第4に、指導検査、監査体制については、審査段階での現物確認を行うなどすでに実施しているもののほか、4ページにあります。監査委員会事務局による随時監査の積極的実施なども行われる予定となっております。

このほか、その他の取り組みとしまして、内部通報のための専用メールアドレスの開設や、懲戒処分の指針の改正についても取り組んでまいり予定でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○坂田会計課長 物品調達等に関する不適正な事務処理の再発防止方策の現時点におきまします推進状況等について、御報告を申し上げます。

今回の物品調達等に関する調査の概要、調査結果、再発防止方策、不適正な事務処理にかかる職員からの返還金及び職員の処分等につきましましては、すでに当委員会において御報告させていただいているところでありますが、県警察におきましては平成15年度に起こった差し替えに該当する事案が1件確認されたところでありまします。

ただいま教育委員会の方から御報告がありましたように、県警察におきましてもその再発を防止するため、県公安委員会の報告及びその指導を受けつつ、知事部局において策定された再発防止策に沿った施策の履行に努め

ているところであります。

具体的には、県警察においては知事部局で定められた会計制度にのっとって調達等を行う立場であることから、再発防止方策として知事部局においてすでに定められた新たな手続き等については、その履行に努めているところであります。

加えて、県警察では本年3月の新任所属長に対する研修や、5月予定の警察署長会議等について、管理監督に関する具体的な指示を行うとともに、新年度当初であります4月には、全所属の会計事務担当者に対して、適正経理に関する指導教養も行ったところであります。

また県警察においては、県公安委員会規則に基づき、会計監査室による監査を実施しているところでありますが、今回の事案を踏まえ県公安委員会の指導のもとに、これまでの監査手法に加えまして抜き打ち監査による物品調査などの実効ある監査を実施することを検討しており、これらにより会計経理の一層の適正確保に努めてまいることとしております。

以上でございます。

○小早川宗弘委員長 以上で、執行部の報告が終了しましたので、ただいまの報告についての質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小早川宗弘委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

ほかに、その他で何かありませんか。

○松田三郎委員 もう終わりだったんでしょうから、簡潔に教育委員会にお尋ねかな要望かな。

特別支援教育について、これは一応それこそ窓口の高校教育課、何で高校教育課なのかという感じもせんでもありませんが、あと学

校人事課等もちろん関係があることだと思いますが、今、県内の高校にも特別支援教室というのがあるんですか。（「高校にはございません」と呼ぶ者あり）小学校、中学校ですか。なのに高校教育課の方にいくんでしょ、そのへん、基礎的な質問ですが。

○森塚高校教育課長 県立学校ということで、特別支援学校というのが16校ございます。そちらの方に高等部というのがございます。

○松田三郎委員 では、小学校、中学校全部で、教室の数としてどれくらい設置されているのかというのが1つ。

あと、以前、健康福祉部の担当の詳しい方と話したり、私の管内でも非常に発達障害の子供さんをお持ちの御両親様とかに聞いたら、そういう子供さんのパーセンテージは意外と高いですよ。管内での要望も非常に多いということですから、恐らくほかの地域でもそれぞれ我々の想像以上に要望が多いんじゃないか。

以前、由解課長ともちょっとお話をさせていただいた中で、要望を全部実現できるわけではないでしょうから、例えば、国庫補助事業なり県単独の事業なりで、教員の加配というか、新たに先生をつけることになるでしょうから、それでも認められない部分は、中には市町村が単独でなさっているところも当然あるわけですね。これは後々普通交付税あるいは特交か何かでという話は余り聞いたことはないけれども、全くそういう国からの措置というのは、後年度は全くないのかどうか、あるいはそれはしてもらえればという要望があるかどうかというのが、ちょっと人事課長か、ありましたら……。

○由解学校人事課長 まず、松田委員の特別支援学級の数でございますけれども、平成21年度につきましては小学校で572、中学校で2

44、合計で816学級を一応設置ということで措置したところでございます。これは昨年度が743学級でございましたので、それから比べればふえておる状況でございます。これにつきましては、予算的に国の加配措置の対象になるところもございますし、それで賄えないところは県費ということでございます。国の加配対象になれば、3分の1が国の費用負担、県が3分の2という状況でございます。また市町村が単独で行う場合につきましては、市町村単独費ということで、それにつきましては国とか県とかの助成はないというような予算のあり方でございます。

○松田三郎委員 ということは、要望したけれども、その年度は認められなかった、でも要望が多いからということで市町村で、主にあれですね、施設を扱わない限りは、児童生徒数が少なくなっているわけでしょうから、要するに人件費がほとんどなんですか、施設を扱わないなら。ということは、市町村単独で、丸々その人の、さっきの給与負担の話のちょうど逆といたしますか、県費が出ずに丸々その人の給料は、市町村単独事業で行った場合は、市町村が出さなければならないということになるんですかね。

○由解学校人事課長 先ほど必要のたびと申しましたけれども、基本的な市町村費で雇う場合は補助員ということで雇う形の対応に今なっています。そうした場合、補助職員といった場合は教職の免許は要りませんが、基本的には市町村単独の費用で賄うという必要がございます。

○松田三郎委員 はい、いいです。

○小早川宗弘委員長 ほかに何かありますか。

○吉田忠道委員 これは要望ですけども、きょうの委員会の資料はきょうもらったんですよね。これは、もうちょっと早くもらえませんか。もうちょっと早くもらわないと、これは勉強できない。

○小早川宗弘委員長 事務局は、できるだけ早く各委員の先生方には資料を渡してください。

ほかに、何か質疑はありますか。

(発言する者なし)

○小早川宗弘委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情・要望書等一覧のとおり、要望書1件が提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午後4時11分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

文教治安常任委員会委員長